

第 3 章

平成 2 0 年度事業実績

平成20年度県南保健福祉事務所事業体系

大項目	中項目	事業名	
I 快適で健やかな生活の実現	(1) 安全な水の確保 (環境衛生チーム)	① 水道施設等の整備に関する指導 ② 水道施設等の衛生指導 ③ 飲用井戸水の衛生対策指導	
	(2) 食品等の安全性の確保 (食品衛生チーム)	① 食品営業許可施設等の指導 ② 食品の安全対策事業	
	(3) 安全で衛生的な環境の確保 (環境衛生チーム)	① 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業 ② 環境衛生確保対策事業 ③ 家庭用品安全対策試買検査 ④ ねずみ・衛生害虫等の駆除相談 ⑤ 衛生講習会の実施 ⑥ 温泉保護対策事業	
	(4) 人にやさしいまちづくりの推進 (高齢者支援チーム)	① 「福島県やさしさマーク」交付事業	
	(5) 安心して暮らせる住環境の整備促進 (高齢者支援チーム)	① 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	
	(6) 人と動物の共生の推進 (食品衛生チーム)	① 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況 ② 犬に関する苦情処理 ③ 飼い犬のしつけ方教室 ④ 動物の譲渡事業 ⑤ 小学校への獣医師派遣事業 ⑥ 動物取扱業における動物適正管理対策	
	II 生涯にわたる健康づくりの推進	(1) 健康ふくしま21県民健康づくり運動の推進 (健康増進課)	① 健康づくり・栄養改善対策 ② 栄養表示基準・誇大表示禁止の指導事業 ③ 特定給食施設管理事業 ④ 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業 ⑤ 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業
		(2) 生活習慣病予防の推進 (健康増進課)	① 喫煙対策事業 ② 県南の地域・職域連携推進事業
		(3) 成人保健の推進 (健康増進課)	① 健康増進事業技術的助言
		(4) こころの健康づくり (障がい者支援チーム)	① ひきこもり・心の健康相談事業 ② ひきこもり家族教室 ③ こころの健康・自殺予防対策事業
		(5) 歯科保健対策 (健康増進課)	① 市町村歯科保健強化事業 ② ヘル歯ケア推進事業
		(6) 難病対策の推進 (健康増進課)	① 特定疾患治療研究事業 ② 遷延性意識障害者治療研究事業 ③ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ④ 難病在宅療養者支援体制整備事業 ⑤ 原子爆弾被爆者対策事業
		(7) 感染症対策の推進 (感染症予防チーム)	① 平常時対策 ② 感染症患者発生時対策 ③ 感染症発生動向調査 ④ エイズ等予防対策 ⑤ 予防接種普及事業
(8) 結核対策の推進 (感染症予防チーム)		① 結核健康診断 ② 結核医療事業 ③ 結核患者管理事業 ④ 結核対策特別促進事業	
(9) 薬物乱用の防止 (医事薬事チーム)		① 薬物乱用防止事業 ② 指導取締事業	

大項目	中項目	事業名	
Ⅲ 健康を支える医療の充実	(1) 医療提供体制の整備 (医事薬事チーム)	① 医療安全対策 ② 医療機関監視指導事業 ③ 医療法等に基づく許認可事務	
	(2) 救急医療体制の整備 (医事薬事チーム)	① 第1次救急医療体制 ② 第2次救急医療体制 ③ 県南地域救急医療対策協議会 ④ 県中・県南地域メディカルコントロール協議会	
	(3) 災害時医療体制の充実 (医事薬事チーム)	① 災害時の救急連絡網の作成・配布 ② 災害時用の医療資器材の保管管理 ③ 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備	
	(4) 移植医療の推進 (医事薬事チーム)	① 骨髄バンク登録推進事業	
	(5) 医薬分業の適正な推進 (医事薬事チーム)	① 医薬分業の推進	
	(6) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保 (医事薬事チーム)	① 薬事監視 ② 薬事法等許認可事務 ③ 毒物劇物による危害の防止	
	(7) 献血者の確保 (医事薬事チーム)	① 献血推進事業	
	Ⅳ 誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進	(1) 地域福祉の総合的・計画的推進 (地域支援課)	① 市町村地域福祉計画の策定支援 ② 市町村社会福祉協議会指導監査
		(2) 県民の福祉活動への支援・参加促進 (地域支援課)	① 市町村ボランティアセンター整備等
		(3) 保護援助を必要とする女性への支援 (児童家庭支援チーム)	① 女性相談支援事業 ② 配偶者暴力相談支援事業
		(4) 生活保護を必要とする人への支援 (地域支援・生活保護課)	① 生活保護の適正実施 ② 民生委員・児童委員の活動支援
		Ⅴ 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進	(1) 母子保健医療施策の推進 (児童家庭支援チーム)
	(2) 子育て支援環境づくりの推進 (児童家庭支援チーム)		① 児童手当の支給状況 ② うつくしま子ども夢プランの推進 ③ 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導
	(3) 子育て家庭の支援 (児童家庭支援チーム)		① 母子・寡婦福祉事業
(4) 子育てと仕事の両立支援 (児童家庭支援チーム)	① 保育所の状況 ② 保育対策等促進事業等 ③ 認可外保育施設の状況		
(5) 子どもの健全育成の推進 (児童家庭支援チーム)	① わくわく放課後支援事業 ② 児童環境づくり基盤整備事業		
(6) 子どもの権利擁護の推進 (児童家庭支援チーム)	① 要保護対策の推進		
(7) 小児医療体制の充実 (医事薬事チーム)	① 小児初期救急医療体制の確保		
Ⅵ 高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進	(1) 介護保険事業支援計画等の推進 (高齢者支援チーム)		① 第五次高齢者保健福祉計画及び第四次介護保険事業支援計画の策定支援

大項目	中項目	事業名
	(2) 生きがいづくりと社会参加の促進（高齢者支援チーム）	① 百歳高齢者知事賀寿事業 ② 老人クラブ活動等事業
	(3) 健康づくりと介護予防の推進（高齢者支援チーム）	① 地域支援事業 ② 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業 ③ 認知症予防対策事業
	(4) 施設医療・介護の充実（高齢者支援チーム）	① 老人福祉施設の運営指導及び監査
	(5) 介護保険制度の円滑な運営（高齢者支援チーム）	① 介護保険認定 ② 介護保険法事業者指定 ③ 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査
	VII 障がい者が自立し社会参加できる社会の推進	
	(1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進（障がい者支援チーム）	① 精神保健福祉研修会の開催
	(2) 総合療育体制の推進（障がい者支援チーム）	① 障がい児（者）地域療育等支援事業
	(3) 雇用と就労の促進（障がい者支援チーム）	① 精神障がい者社会適応訓練事業 ② 障がい者小規模作業所運営事業
	(4) 自立の支援と社会参加の促進（障がい者支援チーム）	① 精神障がい者保健福祉手帳交付 ② 精神障がい者福祉ホーム運営事業 ③ 身体障がい者相談員の配置 ④ 知的障がい者相談員の配置
	(5) 人権への配慮と医療の確保（障がい者支援チーム）	① 精神障がい者の措置入院等に関すること ② 精神病院実地指導及び入院者の実地審査 ③ 自立支援医療（精神通院医療）認定手続き関係事務 ④ 精神障がい者家族教室への支援
	(6) 在宅福祉サービスの充実（障がい者支援チーム）	① 重度障がい者支援事業 ② 特別障害者手当等の支給事業 ③ 身体障がい者訪問診査事業 ④ 地域活動支援センター運営事業 ⑤ 自立支援給付費負担事業（障害福祉サービス費等） ⑥ 自立支援給付費負担事業（自立支援医療（更生医療）） ⑦ 自立支援給付費負担事業（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費） ⑧ 自立支援給付費負担事業（補装具費） ⑨ 地域生活支援事業（相談支援事業） ⑩ 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業） ⑪ 地域生活支援事業（移動支援事業） ⑫ 地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業） ⑬ 地域生活支援事業（その他の事業）
	(7) 障がい者の地域生活移行の促進（障がい者支援チーム）	① 県南障がい保健福祉圏域プランの実施 ② 泉崎村障がい者支援センター（児童デイサービス）の整備 ③ 多機能型施設結工房の整備 ④ 障害者就労訓練設備等整備事業 ⑤ 精神障がい者地域生活移行促進事業 ⑥ 地域生活移行調整会議の設置
VIII 保健・医療・福祉のさらなる推進		
	(1) 健康危機管理の体制整備（地域支援課、高齢者支援・医事薬事チーム）	① 健康危機管理体制の整備充実
	(2) 情報ネットワークの構築（地域支援課）	① ホームページ管理運営事業 ② 社会関係及び保健衛生統計調査
	(3) サービス総合化のシステムの確保（地域支援課）	① 県南地域保健医療福祉推進会議
	(4) 保健・医療・福祉における研修の推進（地域支援課・健康増進課）	① 地域保健福祉活動推進研修 ② 地域在宅ケア研修 ③ 福島県地域保健福祉職員研修フォローアップ研修
	(5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上（地域支援課）	① 医師臨床研修「地域保健・医療」研修 ② 実習生に対する教育・実習指導

快適で健やかな生活の実現

- 1) 安全な水の確保

1 水道施設等の整備に関する指導

(根拠) 水道法

平成20年3月末現在の管内の水道普及率は92.1%と県平均92.1%と同普及率にありますが、山間部を抱える東白川郡3町村においては投資効率の観点等から普及率が伸びておりません。

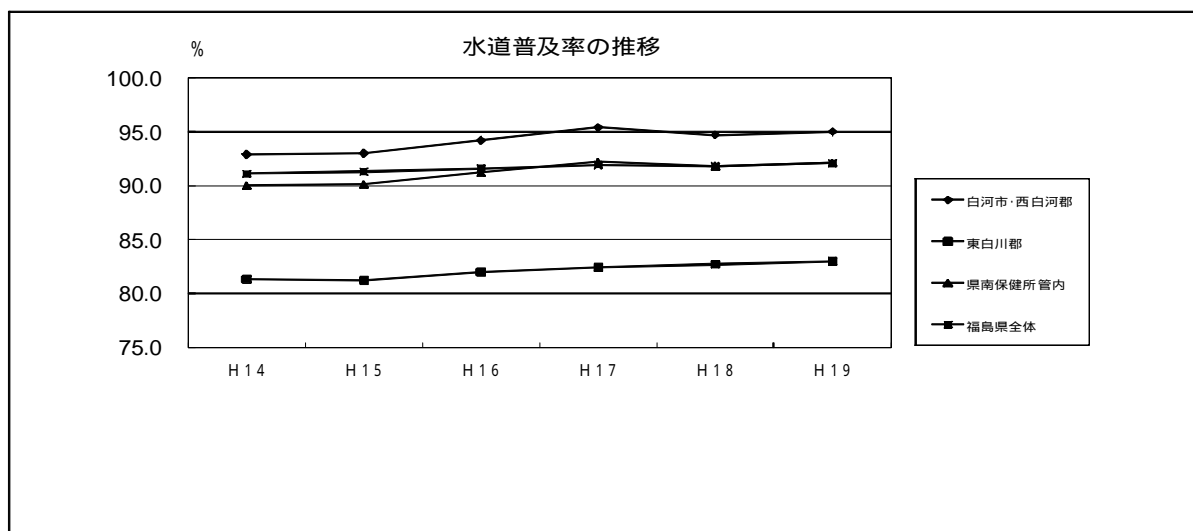
安心して飲める「おいしい水」が安定的に供給されるよう、また市町村等の水道施設の整備が計画的かつ効率的に進められるよう、水道事業者に対する指導を実施しました。

市町村別水道普及状況

(H20.3.31現在)

市町村	行政区域内総人口	給水人口				年度末現在水道普及率(%)						
		上水道	簡易水道	専用水道	合計	19年度	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度	
白河市	白河	47,302	40,075	6,301		46,376	98.0	97.0	98.8	96.5	96.2	95.4
	表郷	7,197	6,755		55	6,810	94.6	95.3	96.4	95.6	95.4	94.2
	大信	4,836		4,689		4,689	97.0	97.0	97.1	96.2	93.7	97.0
	東	6,022	5,730			5,730	95.2	95.9	95.6	96.6	95.1	93.4
白河市	65,357	52,560	10,990	55	63,605	97.3	96.7	98.1	-	-	-	
西郷村	19,696	18,068		513	18,581	94.3	92.2	92.1	92.0	89.8	90.0	
泉崎村	6,689	5,825			5,825	87.1	87.2	86.9	85.6	85.5	85.6	
中島村	5,081		4,851		4,851	95.5	96.3	95.9	93.1	93.6	93.2	
矢吹町	18,753	16,928			16,928	90.3	92.3	92.3	90.3	89.3	90.2	
小計	115,576	93,381	15,841	568	109,790	95.0	94.7	95.4	94.2	93.0	92.9	
棚倉町	15,400	14,171	795		14,966	97.2	97.1	97.4	98.5	96.6	98.0	
矢祭町	6,515		5,834		5,834	89.5	88.9	87.4	86.7	86.6	86.4	
塙	10,145		7,491	463	7,954	78.4	78.3	78.0	76.7	77.1	75.4	
鮫川村	4,098		1,169	105	1,274	31.1	29.8	29.8	28.6	27.8	27.8	
小計	36,158	14,171	15,289	568	30,028	83.0	82.7	82.4	82.0	81.2	81.3	
合計	151,734	107,552	31,130	1,136	139,818	92.1	91.8	92.2	91.2	90.1	90.0	
福島県	2,057,199	1,737,647	149,580	7,357	1,894,584	92.1	91.8	91.9	91.6	91.3	91.1	

(出典:「福島県の水道」・福島県保健福祉部健康衛生領域環境衛生グループ編)



2 水道施設等の衛生指導

水道法及び福島県給水施設等条例に基づき水道施設等の立入検査を実施し、維持管理状況の把握や衛生管理指導を実施しました。（参照資料編 表1）

3 飲用井戸水の衛生対策指導

有害物質等による汚染が判明した飲用井戸の利用者に対しては水道水への転換を指導したほか、水質検査の実施を指導しました。また、地下水環境基準を超過した井戸について、県南地方振興局と連携して飲用指導を行いました（平成20年度は不適井戸なし）。

- 2) 食品等の安全性の確保

「福島県食品安全確保に関する基本方針」及び「食品安全確保対策プログラム」に基づき農産物の残留農薬、食品中の添加物等の除去検査を実施するなど、生産から消費に至る全ての段階で一貫した食品の安全性を確保し、さらに県が策定した「平成20年度食品衛生監視指導計画」に基づいて製造施設等の監視指導を実施し、食中毒等、食品に起因する健康被害の未然防止を図りました。

また、食品取扱者や消費者を対象とした衛生講習会、小学校の児童を対象とした食の安全教室など各種講習会を開催し、広く食品衛生思想の普及啓発を行いました。

1 食品営業許可施設等の指導

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品営業施設の許可状況

平成20年度末現在の食品営業許可施設数は3,531施設で、このうち飲食店営業が1,665施設と全体の約47%を占めており、次いで喫茶店営業、乳類販売業の順となっています。

また、営業許可を要しない施設数は3,348施設で、このうち菓子販売業が1,590施設と全体の約47%を占めており、次いで食品販売業、野菜果物販売業の順となっています。（参照資料編 表2, 表3）

(2) 食品関係施設の監視・指導

食品の製造加工、調理・販売施設など食品取扱施設に対する定期的な立入検査を行って衛生確保の徹底を図るとともに、夏期一斉及び年末一斉取り締まりなどにより食中毒等の事故防止を指導しました。

平成20年度における監視指導総数は4,606件で、その内許可施設の延べ監視件数は2,826件、許可を要しない施設の延べ監視件数は1,780件となっています。（参照資料編 表2, 表3）

また、卸売市場について施設の拭き取り検査を行い、その検査結果に基づいて施設の衛生管理を指導しました。

拭き取り検査

施設	回数	検体数	備考
卸売市場（魚介類せり売業）	2	28（14カ所×2）	腸炎ビブリア菌・大腸菌群・黄色ブドウ球菌

2 食品の安全対策事業

(根拠) 食品衛生法

(1) 食品等の収去検査

違反又は不良食品の流通を防止するため、食品製造施設や販売施設等から食品等の収去検査及び買上検査を行い、その結果に基づいて衛生確保の指導を行いました。検査結果としては、氷菓で規格基準違反(細菌数超過)及び漬物で表示基準違反(アレルギー物質(小麦)及び着色料の表示記載漏れ)がありました。が適切に指導しました。(参照資料編 表4)

食品別収去検査状況

食品種別	総検体数	一般収去	安全対策収去
魚介類	19	16	3
冷凍食品	10	10	
魚介類加工品	20	20	
肉卵類加工品	29	25	4
乳製品			
アイスクリーム類	9	9	
穀類・その加工品	61	52	9
野菜果物・その加工品	104	53	51
菓子類	59	59	
清涼飲料水	5	5	
水	1	1	
その他の食品	112	110	2
合計	429	360	69
検査目的		病原性微生物・食品の成分規格・食品添加物等	残留農薬・貝毒・抗生物質等

食品別買上検査

食品種別	買上検体数	検査目的
魚介類	3	イナジマス(抗生物質等)
合計	3	

(2) 食品衛生思想の普及啓発

ア 衛生教育

食品関係営業者や集団給食施設従事者などを対象に、衛生管理意識の向上や食中毒防止に関する衛生教育を行うとともに、食品営業者等からの依頼に対しては、講師を派遣しての衛生講習会(出前講座)を実施し、食品衛生思想の普及啓発に努めました。

衛生教育講習実施状況

単位：回又は人

また、小学校の児童を対象に食の安全教室を開催し、手洗い実習等の体験学習を通じて幼少期からの食中毒予防の普及啓発に努めました。

衛生教育の実施状況は、講習会を118回開催し、受講者は3,086名で、出前講座は42回、受講者は1,119名でした。

区 分	実施回数	受講者数
食品関係営業者等講習会	42	1122
食品衛生責任者養成講習会	3	84
食品衛生責任者再教育講習会	10	107
集団給食施設関係者講習会	3	169
消費者等食品衛生講習会	9	150
小学校の食品衛生教室	50	1439
その他	1	15
計	118	3086

出前講座（再掲）

区 分	実施回数	受講者数
営業者等	32	954
消費者等	9	150
その他	1	15
計	42	1119

イ 食品衛生月間事業

食品衛生月間（8月）中に、消費者及び食品関係事業者による「食品取扱い施設の見学会」を実施し、量販店における食品の安全確保に関する取り組みと食品表示に関する理解の向上に努めました。また、消費者、生産者、食品関係事業者及び行政による「食品衛生懇談会」を開催し、食品の安全確保の取り組みに関する意見交換を実施し相互理解を深めました。

食品取扱い施設の見学会

月 日	会 場	参 加 者（10名）
8月7日	イオン株式会社 ジャスコ白河西郷店	消費者代表：7名 食品関係事業者代表3名

食品衛生懇談会

月 日	会 場	参 加 者（20名）
8月7日	県南保健福祉事務所 会議室	消費者代表：7名 食品関係事業者代表：7名 生産者（野菜）：1名 行政機関（東北農政局）：2名 行政機関（保健所）：3名

街頭キャンペーン

月 日	場 所	参 加 者
8月7日	ベイシア白河モール店	保健所4名、県南食品衛生協会 9名
8月3日	ヨークベニマル棚倉店	保健所4名、県南食品衛生協会 12名

(3) 『食品安全110番』の状況

食品の安全に関する苦情、相談、問い合わせ等の総合窓口として、保健所に『食品安全110番』を設置するとともに、違反や事件の疑いのあるものについては、食品衛生関係法令を所管する関係機関と連携し、立入調査を行うなどして違反等の再発防止に努めました。

苦情・相談の件数は9件（異物混入食品：4件、衛生管理不良食品：2件、異味異臭：1件、表示不良食品1件、有症苦情：1件）でした。

食品110番受付件数

受付件数	処 理 件 数	
	当 所	他保健所へ通報
	5	4

(4) 食中毒の発生状況

平成20年度、管内においては1件の食中毒事件が発生しました。

食中毒の発生件数

年 度	16	17	18	19	20
発生件数	2	0	0	2	1

平成20年度内訳 原因施設：飲食店、病因物質：ノロウイルス

(5) 調理師・製菓衛生師試験

管内受験者の状況

	受験者数	合格者	合格 率
調理師試験	63	52	82.5 %
製菓衛生師試験	3	3	100 %

- 3) 安全で衛生的な環境の確保

1 生活衛生関係営業施設等の衛生指導事業

(根拠) 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、墓地埋葬等に関する法律、温泉法他

生活衛生関係営業施設は、微減傾向にあり、中でも施設の老朽化や営業形態の変化により旅館やクリーニング取次所の廃止が大きく影響しています。

営業施設に対しては定期的な監視指導を実施し、衛生管理基準の遵守に向けた指導を行いました。
(参照資料編 表5)

市町村別環境衛生関係営業施設数

平成21年3月31日現在

市町村	旅館業				興行場	公衆浴場		理容所	美容所	クリーニング所		合計	
	ホテル	旅館	簡易宿所	下宿		普通	その他			一般	取次所		
白河市	10	36	5		4		18	98	125	15	42	353	
西郷村	8	16	4				11	24	23	2	5	93	
泉崎村	1	3	3		1		2	7	9		4	30	
中島村		1					1	8	7	1	2	20	
矢吹町	2	8	2	1	1		7	28	39	4	14	106	
小計	21	64	14	1	6	0	39	165	203	22	67	602	
棚倉町	4	14	2		1		7	26	39	3	17	113	
矢祭町		7	4				3	7	14	2	3	40	
埴町	1	10	1				3	15	25	5	9	69	
鮫川村		4	6				3	7	4		2	26	
小計	5	35	13	0	1	0	16	55	82	10	31	248	
合計	26	99	27	1	7	0	55	220	285	32	98	850	
年度別施設数	19年度	27	101	26	1	7	0	54	226	283	32	101	858
	18年度	25	107	25	1	7	0	54	223	286	33	105	866
	17年度	26	111	24	1	7	0	54	227	281	33	107	871
	16年度	26	115	24	1	7	0	55	229	281	33	117	888
	15年度	24	116	24	1	7	0	54	225	284	36	129	900
	14年度	24	121	25	1	7	0	52	224	283	36	142	915
	13年度	24	122	23	1	6	0	54	227	281	37	153	928

ア ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所の内訳

	公的宿泊施設	民間企業保養所	ホテル	ビジネスホテル	モーター類似施設	観光旅館	普通旅館又は簡易宿所	ペンション	山小屋バンガロー	農林漁業体験民宿	その他	総数
ホテル営業	1	1	9	14							1	26
旅館営業	2	3	1	3	20	5	62	2			1	99
簡易宿所営業 (通年)	1		3				11	1		4		20
(季節)									7			7

イ 興行場の内訳

スポーツ施設等	公会堂・市民会館等	総数
2	5	7

ウ 公衆浴場の内訳

普通公衆浴場	むし風呂	老人福祉センター	デイサービス	ヘルスセンター等	旅館	温泉	その他	総数
0	2	7	2	8	13	2	21	55

エ クリーニング所の内訳

一般	特定洗濯物取扱施設(再掲)	リネン(再掲)	パーク使用施設	エタン使用施設	取次所	総数
32	2	3	0	0	98	130

オ 理容・美容所及びクリーニング所従業員数の内訳

理 容 所			美 容 所			ク リ ー ニング所		
理容師数	その他	小 計	美容師数	その他	小 計	クリーニング師数	その他	小 計
418	3	421	441	7	448	46	227	273

(2) 生活衛生関係その他の施設

平成21年3月31日現在

市町村	火葬場	墓地・納骨堂	特定建築物	建築物環境衛生登録業	コインランドリー	一般プール	温 泉		合 計	
							源泉	利用施設		
白 河 市	1	177	22	6	10	6	7	5	234	
西 郷 村		57	8		1	5	28	23	122	
泉 崎 村		10		1		1	3	3	18	
中 島 村		14			1	0	1	1	17	
矢 吹 町	1	49	6		3	2	7	8	76	
小 計	2	307	36	7	15	14	46	40	467	
棚 倉 町	1	92	4	1	3	2	2	3	108	
矢 祭 町		68	1		1	1	3	3	77	
塙 町		88	1	2	1	1	9	11	113	
鮫 川 村		46				1	5	3	55	
小 計	1	294	6	3	5	5	19	20	353	
合 計	3	601	42	10	20	19	65	60	820	
施設数	19年度	3	603	41	9	17	19	64	60	816
	18年度	3	603	41	9	16	18	64	64	818
	17年度	3	602	41	9	16	18	64	60	813
	16年度	3	606	41	8	17	19	65	65	824
	15年度	3	607	41	9	16	20	67	64	827
	14年度	4	607	38	8	13	19	67	61	817
	13年度	4	607	39	7	13	19	69	62	820

ア 火葬場等施設内訳調べ

火 葬 場			墓 地					納 骨 堂		
公 営	その他	小 計	公 営	法 人	共 同	個 人	小 計	公 営	法 人	小 計
3		3	373	124	59	43	599		2	2

イ 特定建築物の内訳

	興行場	店 舗	事務所	専ら事務所(再掲)	学 校	旅 館	その他	計
特定建築物数	(4)		(5)	(1)	(2)		(1)	(12)
管理技術者選任数	4	14	6	1	2	10	6	42
	4	14	6	1	2	10	6	42

()内は公用公共施設数

ウ 建築物環境衛生に係る登録業者の内訳

建築物清掃業	空気環境測定業	空調ダクト清掃業	飲料水水质検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみ昆虫等防除業	環境衛生一般管理業	総合管理業	計
2				7	1				10

エ 遊泳用プール施設の内訳

公 営	民 営	計
14	5	19

2 環境衛生確保対策事業

(1) レジオネラ属菌水質検査事業

(根拠) レジオネラ属菌水質検査事業実施要領

旅館及び公衆浴場浴槽水のレジオネラ属菌行政検査を実施し、関連設備の衛生管理指導を行いました。

レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、直ちに立入検査を行うとともに、改善対策実施後の確認のために自主検査の実施を指導しました。検査の結果全ての施設において基準値以下となったことを確認しました。

レジオネラ属菌水質検査結果

検査施設数	検査結果		備 考 (基準値)
	不検出	検 出	
15	12	3	10cfu/100ml未満

(2) 理容所美容所衛生確保対策事業

(根拠) 理容所美容所衛生対策確保対策事業実施要領

皮膚に接する器具の消毒効果確認のため、フードスタンプを用いてブドウ球菌及び一般細菌の検査を実施し、その結果に基づき消毒方法について適切な指導、啓発を行いました。

陽性となった施設に対しては、立入等により適切な消毒方法を指導しました。

フードスタンプ検査結果

	理 容 所				美 容 所			
	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出	検査施設数	ブドウ球菌検出数	一般細菌検出数	いずれも不検出
カミソリ	15	9	9	4	11	2	8	3
はさみ	15	6	5	9	12	1	3	9
くし	15	5	12	2	12	2	8	4
ヒゲブラシ	14	10	13	1	-	-	-	-

3 家庭用品安全対策試買検査

(根拠) 家庭用品試買検査実施要領

乳幼児用衣服や繊維製品、エアゾール製品等の家庭用品について試買検査を実施しました。検査の結果、全て基準に適合していることを確認しました。

家庭用品安全対策試買検査状況

	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のもの)	ホルムアルデヒド (生後24ヶ月以内の乳幼児のものを除く)	塩化水素 又は硫酸	水酸化ナトリウム又は 水酸化カリウム	メタノール	計
検体数	4	4	1	3	3	15
不適数	0	0	0	0	0	0

4 ねずみ・衛生害虫等の駆除相談

住民からの相談に対して害虫等の同定、駆除相談に応じるとともに、内容によっては現地確認又は専門業者の紹介を行いました。

	アタマジラミ	クモ	ダニ	ハチ	ヒカキムシ	その他	合計
苦情・相談数	9	1	1	2	1	3	17
被害者数	48	1	1				50

5 衛生講習会の実施

営業者の衛生管理意識の向上を図るため、関係組合からの依頼に対して職員を派遣し衛生講習を実施したほか、保健所主催の講習会も実施しました。

開催日	内 容	開催場所	出席者数	主催者
平成20年 4月28日	理容組合総会時衛生講話	矢吹町	30名	理容組合矢吹支部
平成20年 6月23日	遊泳用プール衛生管理者養成講習会	白河市	39名	県南保健所
平成20年10月20日	理容業衛生消毒講習会	矢吹町	35名	理容組合矢吹支部
平成20年11月10日	"	白河市	73名	白河理容師会
平成20年11月17日	"	埴町	24名	東白川理容師会

6 温泉保護対策事業

(根拠) 福島県温泉保護利用対策要綱等

福島県温泉保護利用対策要綱及び関連通知に基づき、温泉資源の枯渇防止、安定供給及び有効利用を図るため、源泉の管理状況、湧出量及び揚湯量の変化を監視しました。

また、温泉を公共の浴用に利用している施設に対して監視指導を行い、温泉の適正利用を図りました。

温泉源泉数及び監視指導状況

平成21年3月31日現在

利用源泉		未利用源泉		総源泉数	湧出量(1/分)		監視指導 実源泉数
自噴	動力装置	自噴	動力装置		自噴	動力	
8	26	6	25	65	251	4,789	48

温泉利用施設数及び監視指導状況

温泉利用施設数		合計	監視指導 実施施設数
浴用	飲用		
60	1	61	40

(浴用施設再掲)

- 4) 人にやさしいまちづくりの推進

「福島県やさしさマーク」交付事業

(根拠) 福島県やさしさマーク交付要綱

商店、飲食店、理美容所、金融機関、病院など不特定多数の人が利用する施設で、お年寄りや身体の不自由な人をはじめ、すべての人が安心して利用できるよう段差、通路幅の確保、車いす用トイレの整備など「人にやさしいまちづくり条例」の整備基準を満たしている建物に「やさしさマーク」を交付しています。

(参照資料編 表6)

- 5) 安心して暮らせる住環境の整備促進

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

(根拠) 福島県高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の継続を図ることを目的に市町村へ補助金を交付しました。

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施市町村及び件数

市町村	実施有無	補助件数	市町村	実施有無	補助件数
白 河 市		3 6	棚 倉 町		3
西 郷 村		9	矢 祭 町		
泉 崎 村		7	塙 町		3
中 島 村			鮫 川 村		6
矢 吹 町		1	計	7	6 5

- 6) 人と動物の共生の推進

「狂犬病予防法」及び「犬による危害の防止に関する条例」に基づき畜犬登録及び狂犬病予防注射事業の推進指導並びに放置犬等に対する指導取り締まりを実施しました。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物愛護ボランティア育成事業、小学校への獣医師派遣事業、飼い犬のしつけ方教室及び動物の譲渡事業を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図りました。

1 管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況

(根拠) 狂犬病予防法

平成20年度における管内の畜犬登録及び狂犬病予防注射の実施状況は、下表のとおりです。

(参照資料編 表7)

畜犬登録及び狂犬予防注射実施頭数				平成21年3月31日現在	
市町村	総登録頭数	新規登録頭数	死亡届出頭数	注射頭数	注射実施率
白河市	4,443	404	270	3,393	76.4%
西郷村	1,484	102	126	1,093	73.7%
泉崎村	631	55	41	446	70.7%
中島村	488	31	39	367	75.2%
矢吹町	1,435	126	179	1,062	74.0%
棚倉町	938	88	77	793	84.5%
矢祭町	542	49	50	490	90.4%
塙町	685	52	46	568	82.9%
鮫川村	494	41	32	312	63.2%
合計	11,140	948	860	8,524	76.5%

2 犬に関する苦情処理状況等

(根拠) 犬による危害の防止に関する条例

平成20年度の犬に関する不適正飼養等の苦情件数は258件でした。主な内容は、放浪犬・迷い犬・放し飼いなどによるで、全体の約71% (184件) を占めています。

(参照資料編 表8,9)

犬苦情処理件数

区分	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野 犬	家畜・田畑等の被害
件数	41	13	48	95	30	4
区分	咬傷等の危険性	臭気・はえ等	鳴き声	脱糞	その他	計
件数	4	3	13	1	6	258

3 飼い犬のしつけ方教室

(根拠) 飼い犬等のしつけ方教室実施要領

人と動物の共生に必要な基本的マナーを取得してもらうため、教室受講希望者を対象に、学科講習及び実技講習の2部構成による「飼い犬等のしつけ方教室」を実施しました。

なお、平成20年度の実施状況は次のとおりです。

区分	回数	受講者数
学科	4	27名
実技	4	31名

4 動物の譲渡事業

(根拠) 犬及びねこの譲渡要領

動物の命もまた貴重なものであり、いたずらにその命を奪うべきではないという視点に立って、保健所に収容された犬及び猫に生存の機会を与え適正飼養を促進するため、抑留犬及び引き取り依頼動物の譲渡事業を実施しました。

譲渡の内訳

成 犬	1 1 頭
子 犬	2 4 頭
子 猫	4 頭

5 小学校への獣医師派遣事業

(根拠) 小学校への獣医師派遣事業実施要領

幼少期から動物を愛護する気風を醸成し、生命尊重や友愛などの情操の涵養を図るため、保健所の獣医師を小学校へ派遣し、動物の飼い方の指導や動物との触れ合い等の体験型授業を実施しました。

獣医師派遣実施状況

派遣学校数	受講者数	協力者数
8 校	1 9 4 名	1 8 名

動物愛護ボランティア 11 名及び獣医師 7 名

6 動物取扱業における動物適正管理対策

(根拠) 動物愛護管理対策事務取扱要領

動物取扱施設等における動物の健康及び安全を保持するとともに、周辺の生活環境の保全を図るため、動物取扱業者の立入指導を実施しました。

動物取扱業施設状況

平成 21 年 3 月 31 日現在

市町村	販売	保管	貸出	訓練	展示	計	主な取扱動物等
白河市	5	8			2	15	<販売> 犬、猫、ウサギ、ハムスター、 インコ、ハト、水鳥、 カメ <保管> 犬、猫 <展示> 馬、ポニー、山羊、ウサギ
西郷村	3	2				5	
泉崎村	1					1	
中島村						0	
矢吹町	3	1				4	
棚倉町	1	2	1		2	6	
矢祭町						0	
塙 町	1					1	
鮫川村						0	
計	14	13	1	0	2	31	

生涯にわたる健康づくりの推進

- 1) 健康ふくしま 21 県民健康づくり運動の推進

1 健康づくり・栄養改善対策

(1) 健康づくり・栄養改善指導

(根拠) 健康増進法

健康づくり及び栄養に関する指導について、特に栄養面からの面接指導・集団指導・電話等で指導を行いました。

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
個別指導 延人員	254人	380人	342人	166人
集団指導 回数	35回	24回	27回	15回
延人員	1,262人	837人	1,469人	510人

(2) 市町村栄養改善事業の支援事業

市町村の栄養改善事業を支援するため、個別指導や集団指導（会議や研修会における指導等）を行いました。

- ・ 個別指導 延べ回数 11回 延べ人数 19人
- ・ 集団指導 延べ回数 3回 延べ人数 110人

(3) 管理栄養士・栄養士指導事業

(根拠) 栄養士法第2条

免許の申請、名簿訂正及び書換え、再交付等の事務を実施しました。

項 目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
管理栄養士申請書等進達事務	14件	6件	9件	12件
栄養士申請書等進達事務	19件	24件	22件	25件
管理栄養士国家試験等の事務指導	11件	4件	5件	7件
窓口相談等	4件	3件	11件	28件

2 栄養表示基準・誇大表示の禁止の指導事業

(根拠) 健康増進法第31条及び32条の2

販売する食品の栄養表示及び販売する物に関する広告、その他の表示について指導を実施しました。

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
栄養表示等相談および指導	36件	36件	21件	36件

3 特定給食施設管理事業

(根拠) 健康増進法第20条

継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要な施設に対し指導を実施しました。

特定給食施設数

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
特定給食施設	72施設	73施設	71施設	70施設
小規模特定給食施設	44施設	40施設	43施設	42施設
計	116施設	113施設	114施設	112施設

(1) 集団指導（特定給食施設講習会）

(根拠) 健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進に果たす給食の役割について理解を深めるとともに、給食運営に関する

る必要事項及び健康に関する各種情報の取得を促すことを目的に実施しました。
講習会は、給食施設栄養管理点検票に基づく巡回指導の結果から、給食施設設置者若しくは管理者及び給食従事者に対し実施しました。

項 目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
開催回数	8回	4回	3回	3回
参加者数	延 370人	延 205人	延 217人	延 171人
参加施設数	延 321施設	延 167施設	延 164施設	延 146施設

(2) 特定給食施設等に対する個別指導の実施結果

(根拠)健康増進法第18条第1項第2号外

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条による指導助言を72施設に実施しました。

4 「健康ふくしま21計画」推進地区組織育成支援事業

健康づくり対策においては、地域ボランティアの積極的な地域活動への参画が重要であるため、市町村が行う食生活改善推進員の育成及び地区組織活動を支援しました。

地区食生活改善推進員連絡協議会支援(管内食生活改善推進員数210人)

県南地区活動:個別相談25回 指導人数 25人

集団指導 2回 指導人数 118人

5 「健康ふくしま21計画」食環境整備事業

(根拠)「健康ふくしま21計画」推進食環境整備事業実施要綱

管内の飲食店等が外食を通じた健康づくりの必要性を認識し、食事の栄養成分表示や健康に配慮した食事の提供に取り組んでもらうことにより、住民が安心して外食を楽しめる食環境の整備(うつくしま健康応援店)を図りました。

今後とも、各市町村に「うつくしま健康応援店」登録店舗数の拡大を図ります。

(1) 事業内容: メニューの栄養成分表示

栄養・健康情報の提供

ヘルシーメニューの提供

(強調メニュー、体にやさしいオーダーメニュー)

禁煙・分煙の実施

(2) 「うつくしま健康応援店」

店舗数

	新規登録	廃止	延登録
平成15年度	3		3
平成16年度	9		12
平成17年度	12		24
平成18年度	8		32
平成19年度	12	1	43
平成20年度	13	1	55

(3) 健康づくり講座

延回数 2回

延参加人数

22人

- 2) 生活習慣病予防の推進

1 喫煙対策事業

(根拠)健康増進法第25条

「健康ふくしま21計画」では、生活習慣病予防のため、「喫煙対策」の取り組みを重要課題としていることから、成人の喫煙率の減少、未成年者の防煙に重点を置いた対策を推進しました。(参照資料編 表10)

事業内容

- (1) たばこによる健康被害等の情報提供、普及啓発に関すること
 - ・世界禁煙デー・禁煙週間・歯の衛生週間等においてポスターの掲示及び普及啓発用チラシの配布
- (2) 禁煙支援に関すること
 - ・事業所等において医師による健康教育、従業員の禁煙指導等の禁煙支援
- (3) 喫煙防止教育支援
 - 出前講座で講師派遣：小・中学校 : 6回 556人
 - その他関係団体： 11回 268人

2 県南の地域・職域連携推進事業

「健康ふくしま21計画」に掲げる目標を達成するため、地域保健と職域保健が連携し、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施、保健事業の実施に要する社会資源の有効活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を行いました。

- (1) 県南の地域・職域連携推進協議会の実施
 - ア 第1回 平成20年7月22日 サンフレッシュ白河 参加人数24人
 - イ 第2回 平成21年2月19日 県南保健福祉事務所 参加人数26人
- (2) 県南の地域・職域連携推進協議会事業の実施
 - ア 健康情報の普及啓発
 - 「職場の健康ニュース」の作成・配布 8,000部
 - ホームページへの充実
 - 広報紙による情報提供
 - イ 連携推進のための支援
 - 「職場の健康づくりを考える研修会」の開催
 - ・たばこ対策の推進 平成20年7月22日 参加人数 22人
 - ・食環境整備の推進 平成20年8月27日 参加人数 101人
 - ・心の健康づくりの推進 平成20年9月19日 参加人数 15人
 - 健康づくり体制整備のための支援

- 3) 成人保健の推進

1 健康増進事業技術的助言

(根拠)平成20年度健康増進事業技術的助言実施方針

老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い、市町村では、住民の健康の増進を図るため、平成20年度から健康増進法に基づく事業として、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査(特定健診・保健指導を除く)、機能訓練、訪問指導の保健事業及びがん検診や肝炎ウィルス検診等が実施されています。(参照資料編 表11)

これらの各事業の円滑な実施のため、市町村に対し助言及び支援を行いました。

- ・実施市町村：西郷村を除く8市町村(集団で実施)

- 4) こころの健康づくり

1 ひきこもり・心の健康相談事業

(根拠) 福島県精神保健相談・訪問指導要領

心の悩みや不安、アルコール、自殺に関する事など様々な心の問題に対して、心の健康相談窓口を設置し、精神科嘱託医が相談に応じるとともに、精神疾患の早期治療の促進、精神障がい者の福祉的援助を行いました。

ひきこもりの状態にある本人または家族の相談窓口を、心の健康相談窓口に併せて設置し、疾患と社会的ひきこもりを判別し、対応のあり方についての指導と早期回復に向けての継続的な支援を行うとともに、家族等を必要に応じてひきこもり家族教室に紹介しました。

相談区分	開催回数	相談人数 (人)			
		実人数		うちひきこもり相談	
		実人数	延人数	実人数	延人数
心の健康相談 *	9	8	8	4	4
その他来所相談	随時	46	82	2	5
電話相談	随時	49	172	0	2
家庭訪問		14	43	0	0
計		117	305	6	11

* 精神科医による相談

2 ひきこもり家族教室

(根拠) 福島県心の健康サポート事業実施要綱

ひきこもりの状態にある者の家族等が、ひきこもりに関する基本的な知識や対応の心構えを学んだり、家族の悩み等を共有できる場を設け、家族の精神的安定を図るとともに、家族の相互援助的な力を回復・強化し、家族と本人の関係を築き直す機会につなげました。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
・開催回数	5回	5回	6回
・参加実人数	18人	11人	12人
・参加延人数	43人	29人	34人

対象者： 20歳代から30歳代の青年期を中心とした「ひきこもり」の状態にある者の家族等で、かつ県南保健所が主催する「心の健康相談」等の相談を受けた者。

3 こころの健康・自殺予防対策事業

(根拠) こころの健康・自殺予防対策事業実施要綱

近年増加の著しい中高年の自殺を抑制するため、自殺率の高い管内市町村又は企業等を1か所以上選定し、地域に根ざした自殺予防対策を展開しました。

(1) うつ病及び自殺予防対策検討会

開催日・場所	主な内容	構成員	参加者数
平成20年 6月26日(木) 矢祭町役場会議室	・平成20年度事業計画について	・矢祭町関係職員 ・矢祭町保健福祉関係者 ・医師	11人
平成21年 2月6日(金) 矢祭町山村開発センター	・平成20年度の事業実施結果について ・平成21年度町の取り組みについて	・商工会 ・県南保健所	15人

(2) うつスクリーニングの実施

調査区分	調査方法	対象者	実施期間	協力者等
一次調査	事前にスクリーニング票を配布し、面接し確認のうえ回収	40～64歳 特定健康診査対象者	平成20年8月19日～ 8月29日	・対象者 945人 ・有効回答者 527人
		65歳以上全員		・対象者 2,118人 ・有効回答者 1,515人
二次調査	精神科医師による面接調査	一次調査陽性者	平成20年10月20日～ 10月30日 5回	・受診者数 34人 治療中 1人 要医療 2人 要観察 8人 異常なし 23人

(3) こころの健康教室(うつ病及びうつ病予備軍と診断された住民への支援)

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成20年11月18日(火) 矢祭町山村開発センター	・講話「こころの健康とストレス」 講師：大子メンタルヘルスサポートステーション「きらり」 精神保健福祉士 吉田麻里香氏 ・個別相談	二次調査の結果、有所見となった者	5人
平成20年11月27日(木) 矢祭町山村開発センター	・講話「眠りと健康」 講師：埴厚生病院 神経精神科長 宮下伯容氏 ・個別相談	二次調査の結果、有所見となった者	5人
平成20年12月10日(水) 矢祭町山村開発センター	・講話「こころりリラックスを図る」 ～カラーセラピーの体験～ 講師：カラーセラピスト 荻原佳代子氏 ・個別相談	二次調査の結果、有所見となった者	3人

(4) こころのふれあいセミナー

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成20年10月15日(木) 矢祭町中央公民館	演題「うつ病と自殺」 講師：千葉医院院長 千葉忠吉 氏	民生児童委員、保健推進員、地域包括支援センター	32人
平成20年11月14日(金) 矢祭町山村開発センター	演題「うつ病と自殺予防～周囲の関わり～」 講師：県立矢吹病院 専門心理判定員 小野寺浩 氏		30人

(5) 自殺予防対策キャンペーン

開催日・場所	主な内容	時間	対象者	参加者数
平成20年8月28日(木) 矢祭町山村開発センター	・講演会 「ストレスのサインと気づき～心の健康を保つために～」 講師：郡山メンタルサポート 代表 成井香苗 氏	13:30～15:30	一般住民	59人
平成20年12月2日(木) 矢祭中学校	・講演会 「心の健康について考えよう！」 講師：教育カウンセラー 妹尾由美子 氏	14:10～15:40	中学生、保護者、教職員	242人

(6) 普及啓発

場所	主な内容	対象者
矢祭町町内	うつ病及び自殺予防に関する正しい理解の普及啓発のための「ちらし」を作成し配付	矢祭町町民

- 5) 歯科保健対策

1 市町村歯科保健強化事業

(根拠) 市町村歯科保健強化事業実施要綱

市町村の地域特性に応じた支援を行うために、歯科保健情報システムの活用により市町村歯科保健支援体制検討会及び地域歯科保健推進研修会を開催し、歯科保健情報体制の構築を図りました。

(1) 歯科保健情報システム

市町村の歯科保健に関する情報について、集計、分析を行い、市町村歯科事業評価及び計画を支援しました。(参照資料編 表12)

(2) 市町村歯科保健強化推進研修会

地域における歯科保健情報の集約したものを基に、管内の乳幼児のう蝕等地域課題を共有するために研修会を開催しました。

- ・日 時：平成20年12月15日
- ・出席者：33人(管内市町村歯科保健担当者、地域歯科医師、歯科衛生士等)
- ・内 容：・報告

福島県及び管内の1.6歳児及び3歳児の歯科健診の現状

・グループワーク

02判定児(ハイリスク児)への対応

・講演

地域歯科保健の分析について

栃木県立衛生福祉大学校 青山旬 歯科技術部長

(3) 歯周疾患予防支援事業

母親の歯周疾患の予防をモデル事業として実施し、市町村の普及を図ることを目的に実施しました。

ア歯周疾患予防支援説明会

- ・日 時：平成20年10月22日(水)
- ・場 所：矢吹町保健センター
- ・参集者：6人

イ歯周疾患予防支援教室

- ・第1回目 平成20年10月31日(金)
- ・第2回目 平成21年2月12日(木)

ウ歯周疾患予防支援報告会

- ・日 時：平成21年2月27日(金)
- ・場 所：矢吹町保健センター
- ・参集者：15人

2 ヘル歯ケア推進事業

(根拠)ヘル歯ケア推進事業実施要領

生涯を通して歯の健康づくりを推進するため、在宅療養者・高齢者に対し口腔保健指導を行うとともに、介護施設保健担当者の口腔ケア支援、口腔ケアの助言指導を行い、口腔状態の改善を図りました。

(1)施設入所者口腔保健指導(延べ)

- ・施設数 5カ所
- ・延人数 473人

(内訳)	からまつ荘	6回	307人
	西郷養護学校	2回	58人
	ひばり寮	1回	56人
	ほっとアクト	4回	39人
	けるん	2回	13人

(2)在宅療養者口腔保健指導

- 所内相談 0人 (難病 0人、心身障害者 0人)
- 所外相談 4人 (難病 4人、心身障害児 0人)

- 6) 難病対策の推進

(根拠)難病対策要綱

難病対策は、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づいて、行われています。調査研究の推進、医療施設の整備、医療費自己負担の軽減、地域における保健福祉医療の充実・連携、QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進を5本柱とし、総合的な難病対策の推進を図っています。

1 特定疾患治療研究事業

(根拠)福島県特定疾患治療研究事業実施要綱

医療費を公費負担することにより、患者・家族の負担軽減を図っています。管内の平成20年度の特定疾患医療受給者証所持者数は表1のとおりです。

特定疾患医療受給者証所持者

年度	15	16	17	18	19	20
人数	545	556	574	593	618	644

表1 特定疾患医療受給者証所持者

平成21年3月31日現在

病名	白河	西郷	泉崎	中島	矢吹	棚倉	矢祭	埴	鮫川	計
1 ベーチェット病	15	3	1	1	3	2	0	1	0	26
2 多発性硬化症	8	0	0	0	2	0	1	2	1	14
3 重症筋無力症	4	1	1	0	3	1	1	1	1	13
4 全身性エリテマトーデス	16	7	1	2	5	5	5	3	2	46
5 スモン	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
6 再生不良性貧血	5	1	0	1	4	0	1	0	1	13
7 サルコイドーシス	7	7	1	2	2	3	2	1	0	25
8 筋萎縮性側索硬化症	3	1	0	1	0	0	0	0	0	5
9 強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	14	5	1	1	8	3	0	1	3	36
10 特発性血小板減少性紫斑病	9	2	0	1	2	3	3	1	0	21
11 結節性動脈周囲炎	1	0	0	0	1	0	0	1	0	3
12 潰瘍性大腸炎	53	13	3	2	12	9	6	8	1	107
13 大動脈炎症候群	3	0	0	0	0	1	0	1	0	5
14 ビュルガー病	2	3	1	0	1	0	1	1	0	9
15 天疱瘡	0	0	0	0	2	2	0	1	0	5
16 脊髄小脳変性症	11	1	1	1	3	2	3	0	0	22
17 クローン病	11	1	1	0	2	1	0	1	0	17
18 難治性の肝炎のうち劇性肝炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 悪性関節リウマチ	2	0	0	0	1	1	1	1	0	6
20 パーキンソン病	30	7	5	2	9	8	3	8	4	76
21 アミロイドーシス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 後縦靭帯骨化症	19	7	0	0	1	0	2	0	1	30
23 ハンチントン舞踏病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 モヤマヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	9	2	3	1	1	0	2	0	0	18
25 ウエゲナー肉芽腫症	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	13	1	0	1	3	2	0	2	1	23
27 多系統萎縮症	5	1	2	1	0	2	0	0	1	12
28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 膿疱性乾癬	1	1	0	0	0	1	0	0	0	3
30 広範脊柱管狭窄症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 原発性胆汁性肝硬変	9	1	1	1	1	2	0	2	2	19
32 重症急性膵炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 特発性大腿骨頭壊死症	7	5	0	1	0	2	2	0	0	17
34 混合性結合組織病	3	3	1	0	1	1	0	0	0	9
35 原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 特発性間質性肺炎	2	0	0	0	1	0	1	3	1	8
37 網膜色素変性症	21	6	0	0	5	4	3	5	0	44
38 プリオン病	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 原発性肺高血圧症	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3
40 神経線維腫症	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
41 亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
44 ライソゾーム病(ファブリー病含む)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
45 副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	290	81	24	19	73	56	37	44	20	644

2 遷延性意識障害者治療研究事業

(根拠) 遷延性意識障害者治療研究事業実施要綱

事故や疾病等により3ヵ月以上にわたり意識障害が認められる患者を対象として、医療の確立と普及、医療費の自己負担の軽減を図ることを目的に実施しています。

遷延性意識障害治療研究事業認定患者数

年度	15	16	17	18	19	20
人数	6	4	4	4	3	3

3 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

(根拠) 福島県先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱

患者の医療費の自己負担分を公費負担とすることにより、患者の医療負担の軽減を図り、患者の精神的・身体的不安を解消することを目的に、本事業を実施しています。

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業認定患者

年度	15	16	17	18	19	20
人数	1	-	-	-	-	-

4 難病在宅療養者支援体制整備事業

(根拠) 福島県難病在宅療養者支援体制整備事業実施要綱

(1) 難病患者地域支援連絡調整会議

ア 難病患者地域支援連絡会議

地域の保健・福祉サービスと医療が総合的に提供できる体制を整備するために、難病患者を支援する関係者が課題と対策を検討しました。

難病患者地域支援連絡会議開催状況

開催日及び場所	内 容	参加者数
平成21年3月17日 県南保健所	難病関係事業の実施状況の報告 意見交換・協議 ・医療の役割分担と連携について ・ヘルパーによる痰の吸引について ・口腔に関する連携について	24人 19機関

イ 難病患者在宅ケア調整会議

- ・開催回数： 4回
- ・参加者： 延46人・延26機関
- ・対象患者： ALS

(2) 医療相談事業

難病により長期にわたり医療や介護が必要な在宅療養者に、専門医師等による相談を行い、本人及び家族の不安の解消を図ることを目的に実施しました。

平成20年度難病患者医療相談会事業実施結果

開催月日・場所	対象疾患	内 容	参加者
H20年10月11日(土) 県南保健所	パーキンソン病 脊髄小脳変性症	講話・実技指導 (講師)作業療法士	13人
H20年10月25日(土) 県南保健所	ベーチェット病 SLE他	講話・個別相談 (講師)医師	8人
H20年11月8日(土) 県南保健所	潰瘍性大腸炎 クローン病	講話・個別相談 (講師)医師	19人

* 難病ボランティア「ゆいの会」のメンバーが協力

(3) 難病ボランティアの活動支援

難病ボランティア「ゆいの会」の総会への参加。

(4) 「患者会」の活動支援

I B D ふくしま(クローン病・潰瘍性大腸炎患者会)の総会・交流会への参加

5 原子爆弾被爆者対策事業

(根拠)原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断の実施、認定疾病及び一般疾病に対する医療の給付、各種手当等の支給並びに介護保険等利用の際の助成を行い、被爆者の健康保持と福祉の向上を図るとともに、被爆者二世を対象とする健康診断を実施しました。

(1) 原子爆弾被爆者健康手帳保持者

8人(白河市・西白河郡5人、東白川郡3人)

(2) 原子爆弾被爆者健康診断事業

健康診断の実施状況

	第1回定期健康診断	第2回定期健康診断
受診者数	3人	2人

希望によるがん検査の実施状況 (実人員 3人)

	胃がん	肺がん	大腸がん	多発性骨髄腫
受診者数	1人	-	-	-
異常なし	1人	-	-	-
要精検	-	-	-	-

(3) 原子爆弾被爆者各種手当支給事業

・健康管理手当支給者 7人

- 7) 感染症対策の推進

1 平常時対策

(根拠)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

感染症に関する正しい知識の普及、情報の収集・分析や公表、人材の養成・資質の向上、感染症発生時の医療提供体制の整備等を行いました。

(1) 感染対策研修会

感染症法に定められた疾病の患者が発生した場合を想定し、保健所内の体制と対応等について、研修を実施しました。

- ・開催日：平成20年8月29日、9月8日
- ・場 所：県南保健所 会議室
- ・出席者数：県南保健福祉事務所職員 33人
- ・内 容：(1)感染症発生時の対応について
(2)感染予防策について
ア．標準予防策について
イ．個人防護具着脱訓練
ウ．フィットテスト

(2) 高齢者保健福祉施設における感染対策研修会

管内の高齢者福祉施設の担当者を対象として、施設内における感染症の発生の予防やまん延防止のために必要な知識を習得するための研修会を実施しました。

- ・開催日：平成20年11月12日
- ・場 所：白河厚生総合病院
- ・参加者数：60人
- ・内 容：施設における感染予防対策と感染症発生時の対応について

2 感染症患者発生時対策

(根拠) 感染症法

(1) 疫学調査の実施

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」は、平成20年に一部改正され、対象感染症及び類型が変更になりました。

この法に定められた指定感染症及び1～4類感染症の患者が発生した場合や、5類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められた場合には、積極的疫学調査を実施し、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を図りました。

また、接触者等に対して健康診断を行い、二次感染の防止に努めました。

(参照資料編 表13)

平成20年度内訳

腸管出血性大腸菌感染症 1件 レジオネラ症 2件
 感染性胃腸炎 3件

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施件数	6件	8件	2件	6件

(2) インフルエンザ予防対策

インフルエンザの患者発生等の状況を的確に把握することにより、流行の動向を調査しました。

また、インフルエンザ予防の徹底を図るとともに、発生時の適切な対応について指導しました。

ア 感染症法に基づくインフルエンザ患者発生状況の把握

イ 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握

3 感染症発生動向調査

(根拠) 福島県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱

(1) 感染症患者届出状況・全数把握

医師が感染症法に定められた疾病であると診断し届出が行われた場合は、その感染症に係る発生状況等を正確に把握・分析し、その結果を住民や医療関係者へ的確に提供・公開しました。

年	1類	2類	3類	4類	5類
17	0	0	0	8	1
18	0	0	5	16	0
19	0	14	1	14	1
20	0	18	0	20	2

平成20年内訳

2類 結核 18件
 4類 つつが虫病 18件
 A型肝炎 1件
 レジオネラ症 1件
 5類 麻しん 2件

(2) 感染症患者報告状況・定点把握

感染症発生動向調査指定届出機関から、管内における患者情報及び病原体情報を収集しました。

また、医師会等の関係機関に対して、感染症に関する情報を解析・提供しました。

定点把握疾患別報告数（平成20年）

単位：件

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
インフルエンザ	588	592	159	11	1	4					2	249	1606
RSウイルス感染症	110	57	45	50	32	35	39	15	18	33	60	76	570
咽頭結膜熱	1	1				1	1						4
A群溶血性連鎖球菌咽頭炎	6	2	6	4	13	11	6	7	3	17	42	79	196
感染性胃腸炎	151	87	104	62	59	46	29	8	11	44	139	126	866
水痘	29	10	4	18	48	74	42	6	4	1	22	14	272
手足口病	1			1	1		27	4	7	12	2	3	58
伝染性紅斑		2		2	4							1	9
突発性発しん	10	5	7	5	9	2	19	15	6	8	11	3	100
百日咳						2							2

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ヘルパンギーナ	1			1	1	2	60	40	33	4	6	1	149
流行性耳下腺炎		1		1	2	2	3		4			4	17
急性出血性結膜炎													0
流行性角結膜炎	5	6	5	3		1	1	2		2	4	4	33
*クラミジア肺炎													0
*細菌性髄膜炎													
マイコプラズマ肺炎													
無菌性髄膜炎													
性器クラミジア感染症	1	1	1	1	3	2	3	3	1	1	1	2	20
性器ヘルペスウイルス感染症													0
尖圭コンジローマ													0
淋菌感染症								3	1	1		3	8
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症													
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		1		2	1	1	1		1		1	3	11
薬剤耐性緑膿菌感染症													0

高病原性鳥インフルエンザを除く。

*オウム病は除く。

*脳膜炎細菌髄膜炎は、除く。

4 エイズ等予防対策

（根拠）福島県HIV抗体検査実施要領

福島県肝炎ウイルス検査実施要領

（1）エイズ相談・HIV抗体検査事業

平成5年度からエイズ相談・HIV抗体検査を実施していますが、平成9年度からは、夜間も月2回のHIV抗体検査を実施しています。

また、平成13年度からはHCV検査を、平成14年度からはHBS抗原検査も実施しています。

相談・検査実施件数

単位：件

年度	エイズ相談件数			HIV抗体検査 ()は夜間検査			HCV・HBs 相談	HCV 検査	HBs 検査
	男	女	計	男	女	計			
16	67	67	134	21	25	46(4)	159	27	27
17	89	23	112	26	5	31(9)	10	2	2
18	97	47	144	25	11	36(12)	6	0	0
19	61	50	111	16	21	37(11)	568	155	155
20	77	41	118	25	17	42(20)	86	17	17

(平成16年度及び平成19年度は、フィブリノーゲン製剤の納入先医療機関名の公表に伴い、HCV検査等の相談件数が増加しています。)

HIV：ヒト免疫不全ウイルス HCV：C型肝炎ウイルス HBs：B型肝炎ウイルス抗原

(2) エイズ等予防啓発事業

ア エイズ予防出前講座

エイズや性感染症に関する正しい理解を図り、エイズ・性感染症の予防と患者・感染者への差別・偏見の解消について考える機会として健康教育を行いました。

エイズ等予防出前講座の実施状況

単位：回又は人

	18年度		19年度		20年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
小学校	1	27	1	30	0	0
中学校	0	0	0	0	0	0
高校	8	2278	1	120	3	138
その他	6	167	6	299	5	204
計	15	2472	8	449	8	342

イ 世界エイズデー関連事業

ヨークベニマルメガステージ白河店前において、街頭キャンペーンを実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発活動を行いました。

- ・ 開催日：平成20年12月 1日(月)
- ・ 場所：ヨークベニマルメガステージ白河店前
- ・ 内容：リーフレットの配布1,000部

5 予防接種普及事業

(根拠) 予防接種法

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、ワクチンの有効性及び安全性の評価を十分に行いながら、ワクチンに関する正しい知識の普及を進めるとともに、住民の理解を得て、積極的に予防接種の推進に努めました。

(1) ジフテリア、百日せき及び破傷風の予防接種実施状況

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第1期の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として、初回接種後3週間～8週間までの間隔を置いて3回、追加接種は、初回接種(3回)の終了後6月以降の間隔において1回接種します。

第2期の予防接種は、ジフテリア及び破傷風の予防接種として、11歳～12歳の者を対象として1回接種します。(参照資料編 表14)

(2) 急性灰白髄炎の予防接種実施状況

急性灰白髄炎の予防接種は、生後3月～90月の者を対象として6週間以上の間隔において2回接種します。(参照資料編 表15)

(3) 麻しんの予防接種実施状況

麻しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

平成20年4月から向こう5年間に限り、第3期としてそれぞれの年度の中学一年生に相当する年齢の者、第四期としてそれぞれの年度の高校三年生に相当する年齢の者を対象として接種します。(参照資料編 表16)

(4) 風しんの予防接種実施状況

風しんの第1期の予防接種は、生後12月～24月の者を対象として1回、第2期は5歳～6歳の者で、小学校就学前の1年間にある者を対象として1回接種します。

(3)に同じ (参照資料編 表17)

(5) 日本脳炎の予防接種実施状況

日本脳炎の第1期の予防接種は、生後6月～90月の者を対象として、1週間～4週間までの間隔をおいて2回、追加接種は1期初回終了後、おおむね1年おいて1回接種します。第2期の予防接種は、9歳～12歳の者を対象として1回接種します。

なお、平成17年5月より、現行の日本脳炎ワクチンの使用が、まれに重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を引き起こすという可能性を否定することができないことから、予防接種の積極的勧奨は差し控えております。

(参照資料編 表18)

(6) 結核の予防接種実施状況

結核の予防接種は、生後6月未満の者を対象として1回、直接BCG接種を行います。(参照資料編 表19)

- 8) 結核対策の推進

平成19年4月より結核予防法を統合した改正感染症法の下に新しい結核対策がスタートしました。結核はポリオ、ジフテリア、SARSとともに二類感染症に位置付けられました。

1 結核健康診断

(根拠) 感染症法

(1) 定期健康診断

定期の健康診断は、下記の者を対象として、事業所・学校及び施設においてはそれぞれの長が、それ以外の住民については市町村長が実施義務者となり実施しています。

- ・ 高等学校、大学等の学生又は生徒
- ・ 学校、医療機関及び社会福祉施設の業務に従事する者
- ・ 65歳以上の者

平成20年度 結核定期健康診断実施状況

単位：人

	対象者数	受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	喀痰検査	結核患者
高等学校	1,384	1,379	99.6	1,379	0	0	0
大学等	100	100	100.0	88	12	0	0
施設	344	344	100.0	0	344	0	0
事業所	3,971	3,888	97.9	1,854	2,035	50	0
一般住民	29,288	10,865	37.1	10,816	49	135	0
合計	35,087	16,576	47.2	14,137	2,440	185	0

(2) 定期外健康診断

感染症法第17条の規定に基づき、結核の感染が疑われる者、または、結核を他に感染させるおそれのある者等特定の対象者に対して健康診断を行いました。

定期外健康診断実施状況

単位：人

年 度	対象数	実施数	実施率 %	検診結果			
				要医療	発病の恐れ	経過観察	異常なし
17	235	220	93.6	1	0	0	219
18	176	129	73.3	0	0	2	127
19	63	60	95.2	2	0	4	54
20	114	103	90.4	0	0	1	102

2 結核医療事業

(1) 感染症診査協議会開催

(根拠) 福島県感染症の診査に関する協議会運営要綱

開催回数 月1回(入院勧告を行う場合は臨時に開催する)

感染症診査協議会診査件数

年 度	17	18	19	20
診査件数	26	30	61	58

(2) 結核医療費公費負担

(根拠) 感染症法第37条及び第37条第2項

ア 入院勧告・入院措置患者に対する医療費の公費負担制度(法第37条)

保健所長は、結核をまん延させるおそれがある場合において、これを避けるため必要があると認めるときは、入院を勧告することができます。

入院勧告医療に要する費用及び医療を受けるために必要な費用については、国と県で負担することになっています。

法第37条医療費公費負担申請状況(H18年度までは結核予防法35条)

年 度	申 請 件 数				合 格	不 合 格
	全数	新規	解除	継続		
17	2	2	- (*)	0	2	0
18	0	0	0	0	0	0
19	21	8	-	13	21	0
20	25	8	-	17	25	0

(*解除については、結核予防法改正により平成17年度からは保健所長の職権にて解除できるようになったため申請件数としては、計上されません。)

イ 一般患者に対する医療費公費負担制度(法第37条第2項)

結核患者に対する適正医療を推進し、早期治癒を支援するため、その区域に居住する結核患者が指定医療機関で医療を受けるために必要な費用を、国と県でそれぞれ一定の割合を負担することになっています。

法第37条第2項医療費公費負担申請状況(H18年度までは結核予防法34条)

年 度	申請件数	合格件数	承認件数
17	24	19	19
18	30	28	28
19	35	33	33
20	33	31	31

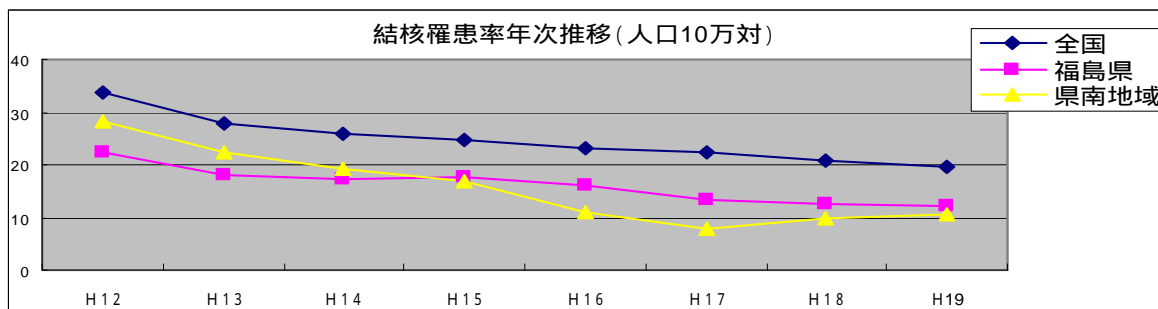
3 結核患者管理事業

(1) 結核罹患率

管内の結核罹患率は、平成15年から全国・県より低い状況で推移していますが平成17年以降、微増傾向にあります。

結核罹患率の推移（人口10万対）

結核罹患率の推移（人口10万対）



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	27.9	25.8	24.8	23.3	22.2	20.6	19.8
福島県	18.0	17.2	17.7	15.9	13.4	12.5	12.3
県南地域	22.5	19.3	16.7	11.0	7.8	9.8	10.5

(2) 市町村別結核患者新登録患者数

新登録患者18人のうち、喀痰塗抹陽性であった者は6人(33.3%)となっています。

新結核患者登録者数（年別・市町村別・活動分類別）

（当該年に新たに結核患者として登録された数）

単位：人

区分 年別 市町村別	活動性肺結核								予防内 服者 治療中	非定型 抗酸菌 陽性 治療中	罹患率 (人口10 万対)
	総数	肺結核活動性						肺外結 核活動 性			
		総数	喀痰塗抹陽性			その他 の結核 菌陽性	菌陰性 その他				
			総数	初回治療	再治療						
平成16年	17	14	4	3	1	-	10	3	1	7	11.0
平成17年	12	10	4	4	0	1	5	2	1	2	7.8
平成18年	15	10	5	5	-	3	2	5	1	-	9.8
平成19年	16	13	7	6	1	3	3	3	2	-	10.5
平成20年	18	14	6	6	0	6	2	4	-	1	11.9
白河市	6	6	3	3	-	2	1	-	-	1	
西郷村	5	4	2	2	-	2	0	1	-	-	
泉崎村	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	
中島村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
矢吹町	2	1	-	-	-	1	-	1	-	-	
棚倉町	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
塙町	3	2	1	1	-	-	1	1	-	-	
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

H 2 0 年の罹患率については、県南保健所集計によるものです。

(3) 市町村別結核患者登録数

管内の平成20年末の登録数は34人で、前年に対し4人増加しました。

結核患者登録数(年別・市町村別・活動性分類別)

(当該年に新たに結核として登録された者とそれ以前からの登録者で年末に登録のある結核患者数) 単位：人

区分 年別 市町村別	総数	活動性結核								不活動性結核	活動性不明	マ ル 初		非 定 型 抗		有病率 (人口 1 0 万 対)
		総数	肺結核活動性						肺 外 結 核 活 動 性			治 療 中	観 察 中	治 療 中	観 察 中	
			陽性			登 録 時 の 結 核 菌 陽 性	登 録 時 の 結 核 菌 陰 性 ・ そ の 他	結 核 活 動 性								
			登 録 時 陽 性	登 録 時 陰 性	登 録 時 未 判 定											
平成16年	51	14	11	4	3	1	-	7	3	33	4	1	3	-	-	9.1
平成17年	38	8	6	4	4	-	1	1	2	28	2	1	1	-	-	5.2
平成18年	31	15	9	4	3	1	3	2	6	14	2	1	-	-	-	9.8
平成19年	30	12	9	6	5	1	2	1	3	17	1	2	-	-	-	7.9
平成20年	34	14	9	4	4	-	5	-	5	19	1	-	-	-	-	9.2
白河市	17	5	4	2	2	-	2	-	1	12	-	-	-	-	-	
西郷村	8	3	2	1	1	-	1	-	1	4	1	-	-	-	-	
泉崎村	2	2	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	
中島村	1	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	
矢吹町	3	1	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	
棚倉町	2	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	
矢祭町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
埴町	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
鮫川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

H 2 0 年の有病率については、県南保健所集計によるものです。

(4) 年齢階級別結核登録状況

70歳以上の割合は38.2%で、4割を占めています。また、30～50代の働き盛りの年齢層が増加傾向にあります。

年齢階級別結核登録患者数及び割合

単位：人(%)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
0～29歳	10(18.5)	4(7.8)	7(18.4)	6(19.4)	2(6.6)	4(11.8)
30～39歳	6(11.1)	7(13.7)	3(7.9)	2(6.5)	2(6.6)	3(8.8)
40～49歳	4(7.4)	3(5.9)	4(10.5)	4(12.9)	6(20.0)	7(20.6)
50～59歳	7(13.0)	5(9.8)	4(10.5)	4(12.9)	5(16.7)	4(11.8)
60～69歳	7(13.0)	6(11.8)	2(5.2)	5(16.1)	6(20.0)	3(8.8)
70歳以上	20(37.0)	26(51.0)	18(47.4)	10(32.3)	9(30.0)	13(38.2)
合 計	54	51	38	31	30	34

4 結核対策特別促進事業

(1) 結核患者療養支援事業の実施

喀痰塗抹陽性患者の院内 DOTS (直接服薬確認療法) を支援するため、白河厚生総合病院と保健所によるケアカンファレンスを実施しました。

- ・開催回数：5回
- ・事例件数：33件

(2) 高齢者等の結核予防対策事業

高齢者施設等における集団感染予防対策を強化するため、結核ミニ出前講座を実施し、施設職員等に対する啓発を行いました。

- ・実施施設：13か所
 - ・受講者数：350人
- 9) 薬物乱用の防止

1 薬物乱用防止事業

薬物乱用の低年齢化が進行していることから、若年層に重点を置いた啓発事業を展開し、薬物乱用防止教室の開催、薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回指導及びヤング街頭キャンペーンによる啓発を実施しました。

(1) 薬物乱用防止教室の開催、出前講座による講師派遣

(根拠) 薬物乱用防止教室等へ講師派遣実施

薬物乱用防止教室開催状況

小学校	1校	24人
中学校	8校	1,374人
高校	3校	264人
計	11校	1,662人

(2) 薬物乱用防止スクールキャラバンカーによる小学校巡回

(根拠) 薬物乱用防止啓発用スクールキャラバンカー訪問事業実施要領

県教育委員会及び各市町村教育委員会の協力を得て、財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター-所有のスクールキャラバンカーを招聘し、県南地域の小学校を対象に2月2日から6日までの5日間、訪問事業を実施しました。

訪問事業実施数の推移

年度	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
実施数(校)	11	10	11	9	10
受講生徒数(人)	496	311	587	363	372

(3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動による啓発活動

(根拠) 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動実施要綱

覚せい剤・シンナー等の薬物乱用を防止するため、保護司・民生児童委員・薬剤師からなる各地区薬物乱用防止指導員協議会(白河地区指導員30名・東白川地区指導員22名)、高校生及びボランティア団体の協力を得て街頭キャンペーンを行い、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を実施しました。

地区名	白河地区	東白川地区
開催日・場所	20年6月28日(土)・白河市	20年6月26日(木)・棚倉町

(4) 薬物乱用防止指導員協議会の育成指導

(根拠) 福島県薬物乱用防止指導員活動要領

地域や団体等における啓発を図るため、薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、活発な自主活動の展開に向けての技術的な支援を行いました。

ア 研修会への講師派遣

協議会名	白河地区薬物乱用防止指導員協議会	東白川地区薬物乱用防止指導員協議会
開催日	20年5月23日(金)	20年5月21日(水)

イ 研修会の開催

平成21年 2月18日(木) サンフレッシュ白河
薬物乱用防止指導員・教職員を対象に研修会を開催しました。

- ・県南地区における少年の薬物乱用防止について

講師 白河警察署職員

- ・小・中・高等学校における薬物乱用防止教室の活動報告

- 白河地区薬物乱用防止指導員
- ・薬物乱用防止教育への取り組みについて
泉崎村立泉崎第一小学校 養護教諭
 - ・講演「薬物乱用防止啓発について～かけがえのない自分であるために～」
白河市東公民館 社会教育指導員

- ウ 薬物乱用防止指導員等実践講師養成事業の参加（県主催）
平成20年7月2日（水） ユラックス熱海
薬物乱用の現状と防止教育の進め方及び地区懇談会

（5） 各種運動の実施

ア 不正大麻・けし撲滅運動の実施（5月15日～7月31日）

（根拠）不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

啓発活動を行うとともに不正大麻・けしのパトロール等により発見した不正けし・大麻を抜去しました。

・抜去本数 けし 1、391本（15件） 大麻9本（1件）

イ 麻薬、覚せい剤乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）

（根拠）麻薬・覚せい剤乱用防止運動実施要綱

関係機関にポスター、リーフレットを配布し、本運動の普及を図りました。

2 指導取締事業

（1） 麻薬取扱者指導取締事業

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 54件

麻薬取扱者数

平成21年1月1日現在

麻薬卸売業者	麻薬小売業者	麻薬施用者	麻薬管理者	麻薬研究者	麻薬施用施設	合計
2	33	168	19	1	51	274

（2） 覚せい剤等取扱者指導取締事業

（根拠）覚せい剤取締法、監視業務指針他

覚せい剤取締法に基づき、覚せい剤取扱施設の監視指導及び事務処理を行いました。

・立入検査 35件

覚せい剤取扱者数

平成21年3月31日現在

施用機関	研究者	原料研究者	原料取扱者	合計
0	0	1	4	5

（3） 向精神薬取扱者指導取締事業

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法、監視業務指針他

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

・立入検査 69件

向精神薬取扱者数

平成21年3月31日現在

製造製剤業者	試験研究施設	みなし業者	計
0	1	47	48

（4） 麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬免許等事務

（根拠）麻薬及び向精神薬取締法

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、向精神薬取扱施設の監視指導を行いました。

た。

ア 麻薬免許事務件数

- ・免許申請 113件
- ・免許証記載事項変更届 80件
- ・業務廃止届 20件

イ 麻薬廃棄届

- ・麻薬事故届出 4件
- ・調剤済麻薬廃棄届 58件
- ・麻薬廃棄届 14件

健康を支える医療の充実

- 1) 医療提供体制の整備

1 医療安全対策

(根拠) 医療法・福島県医療相談センター運営指針

(1) 県南地域医療安全研修会

地域住民に安全・安心な医療を提供するため、管内医療関係者を対象として医療安全研修会を開催し、医療安全対策に組織的に取り組んでもらえるよう医療安全に関する知識と情報を提供して、意識の向上を図るとともに、実践に必要な知識の普及に努めました。

- ・開催日 平成20年8月28日(木)
- ・対象者 管内医療機関の管理者、医師、歯科医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等医療従事者及び事務担当職員外
参加数：225名
- ・内容 講演
 - ・「医療安全管理の進め方～医療機関の立入検査を通して～」
講師 県南保健所長
 - ・「医療安全のめざすもの」
講師 東北大学大学院医学系研究科国際保健学分野
教授 上原 鳴夫

(2) 医療相談

患者、家族からの医療に関する苦情、心配事などの相談に迅速に対応するとともに、医療機関への情報提供、指導を実施しました。

- ・医療相談件数 15件

2 医療機関監視指導事業

(根拠) 医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

福島県医療監視要綱

病院、診療所、助産所等について、関係法令に規定された構造設備及び適正人員の配置状況、さらには、適正な管理が行われているか等について立入検査を実施し、県民に適正な医療が提供できるよう指導・助言を行いました。

(参照資料編 表20,21)

医療監視実施数

立入実施数	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
病院	13	13	13	13	13
一般診療所	16	23	41	40	44
歯科診療所	19	17	22	25	23
施術所	16	19	24	26	23
歯科技工所	1	1	3	4	7
合計	65	73	103	108	110

3 医療法等に基づく許認可事務

(根拠) 医療法・福島県医療法施行細則

医療機関の開設(病院を除く。)許可、使用許可等の事務を行いました。

- ・病院診療所使用許可 9件
- ・診療所開設許可 5件

- 2) 救急医療体制の整備

1 第一次救急医療体制

白河市、西白河郡町村は、在宅当番制を白河医師会に委託し、小児科・内科による当番制により休日診療を実施しています。さらに、平成20年7月1日から「小児平日夜間救急医療事業」がスタートしました。

これは、白河医師会の20人の医師(当所が開催した県南地域小児救急医療医師研修会を受講した医師が担当)が白河厚生総合病院1階「小児平日夜間救急外来」において、月曜日から金曜日の午後7時から10時まで診療を行います。

また、しらかわ救急情報センターにおいては、当番医や当番医以外の専門医(外科・耳鼻咽喉科等)の紹介を電話により行っています。

2 第二次救急医療体制

(根拠) 救急医療対策の整備事業について(国通知)

休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の救急医療体制については、救急医療輪番病院群をつくり、実施しています。

第二次救急医療機関

平成21年3月31日現在

医療機関名	住 所	病院群 輪番制	救急病 院
福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎2-1		
田口病院	白河市郭内11		
医療法人社団恵周会 白河病院	白河市六反山10-1		
医療法人那須高原心臓消化器研究会 新白河中央病院	白河市白坂三輪台15		
財団法人 会田病院	西白河郡矢吹町本町216		
国民健康保険 泉崎村立病院 H21.3.31迄	西白河郡泉崎村大字泉崎字山ヶ入56		
福島県厚生農業協同組合連合会 塙厚生病院	東白川郡塙町大字塙字大町1丁目5		
計		7	5

3 県南地域救急医療対策協議会

(根拠) 福島県域救急医療対策協議会設置要綱

地域の救急医療体制の整備、充実を図るため、医療医療・行政・消防など関係機関による検討、協議を行いました。

平成20年度第1回県南地域救急医療対策協議会

- ・開催日 平成20年12月24日(水)
- ・議題 (1) 当地域の救急医療体制の現状と課題について

- ア 輪番制の医療スタッフの人数及び体制について
- イ 輪番制に考慮している事項について
- ウ 救急患者を受け入れできない場合の事例と頻度について
- エ C P A 患者の受け入れの可否と受け入れできない場合の状況について
- オ 救急管外搬送の増加について

(2) 今後の救急医療体制のあり方について

平成20年度第 2 回県南地域救急医療対策協議会

- ・開催日 平成 2 1 年 2 月 2 6 日 (木)
- ・議題 (1) 報告

- ア 救急搬送患者受入体制について
 - ・消防機関への救急要請における傷病者搬送の実態調査
- イ 小児救急医療整備支援事業について
- ウ 県南地域小児平日夜間救急医療事業
- エ ドクターヘリ運用状況
 - ・平成 2 0 年ドクターヘリ要請
- オ 平成 2 0 年救急活動事後検証について

(2) 協議

県南地域救急医療の今後の体制について

4 県中・県南地域メディカルコントロール協議会

(根拠) 福島県地域メディカルコントロール協議会設置要綱

救急救命士の救急活動の質を医学的観点から保証するメディカルコントロール体制の確保・充実を図るため、医療・行政・消防など関係機関からの情報の提供を受け、情報の共有化を図りました。

- 3) 災害時医療体制の充実

1 災害時の救急連絡網の作成・配布

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害救急医療システムネットワーク整備実施要領

災害が発生した場合に、初動期における医療救護活動が、迅速かつ的確に行われるよう、関係機関の連絡先一覧表を作成し、関係機関へ配布しています。

2 災害時用の医療資器材の保管管理

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル

医療資器材を保管管理するとともに、災害時に必要に応じて調達を行う体制を整備しています。

3 災害時医薬品等備蓄供給体制の整備

(根拠) 福島県災害救急医療マニュアル及び福島県災害時医薬品供給マニュアル

県南医療圏の医薬品卸売会社と委託契約を締結し、災害発生時には医療機関、救護所等に対し医薬品を提供できる体制を整備しています。

- 4) 移植医療の推進

骨髄バンク登録推進事業

(根拠) 骨髄バンク集団登録実施要綱

福島県骨髄バンク連絡協議会と連携し、移動献血併行型登録会を開催するとともに、毎週水曜日には所内でも登録を受け付けています。

管内の骨髄バンク登録者数の推移

年 度	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年	平成 2 0 年
開催回数(回)	32	25	33	31	17
登録者数(人)	150	163	180	156	86

- 5) 医薬分業の適正な推進

医薬分業の推進

(根拠) 福島県医薬分業推進指針

県南地域の医薬分業の状況を処方せんの受取率で見ると、平成 1 9 年は 37.1%と、平成 1 8 年(35.5%)に比べ、わずかに増加しています。しかし、県全体と比べると、まだまだ低い状況にあります。

このため、平成 1 1 年に策定された「県南地域医薬分業計画」に基づき、医薬品の安全性の確保及び医薬分業の適正推進に一層努めていきます。

院外処方せん受取率の推移

	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年	平成 1 9 年
県 全 体	55.8%	58.6%	58.5%	60.5%	62.1%
県南地域	32.7%	34.7%	35.0%	35.5%	37.1%

- 6) 医薬品等の適切な使用、安全性の確保

1 薬事監視

(根拠)薬事法、監視業務指針

医薬品等の安全性を確保するために、医薬品等の製造業者、薬局薬店等に立入検査を実施し、不良医薬品等の発見、法令の遵守状況の監視取締り及び指導を行いました。

薬事監視結果

平成21年3月31日現在

業種別	対象 施設数	立入検査施設数		違反発見 件数	処分件数	
		実数	延数		説諭	その他
医薬品						
薬局	47	29	30	36	36	
製造業	専業	5	4	4		
	薬局	3	2	2	1	1
製造販売業(薬局のみ)	3	2	2	1	1	
一般販売業	8	8	13	13	10	3
卸売一般販売業	5	4	4	2	2	
薬種商販売業	15	12	17	20	16	4
特例販売業	14	8	8			
配置販売業	2					
医薬部外品						
製造業	5	1	2			
化粧品						
製造業	5	2	4			
医療機器						
製造業	6	2	3			
修理業	2	1	5			
販売業	高度管理医療機器等	35	20	23	9	9
	管理医療機器	260	65	70	7	6
賃貸業	高度管理医療機器等	11	6	6	1	1
	管理医療機器	5				

業種別	対象 施設数	立入検査施設数		違反発見 施設数	処分件数	
		実数	延数		説諭	その他
20年度	431	166	193	90	82	8
19年度	431	174	192	63	59	4
18年度	433	130	153	40	38	2
17年度	562	55	68	11	3	8
16年度	757	146	146	13	0	20

2 薬事法等許認可事務

(1) 薬局開設・医薬品販売業の許可事務

(根拠) 薬事法、許認可業務指針

薬局・医薬品等販売業等の許可等処理件数

平成21年3月31日現在

区 分	新 規	許 可 更 新	許 可 証 書		変 更 届 * 含 許 可	廃 止 届	休 止 届	再 開 届
			書換交付	再交付				
薬 局	6	3			81	4	2	2
医 薬 品 販 売	一般	2	1		5	3		
	卸売一般				2	1		
	薬種商	1	1		2	1		
	特例				6			
	配置							
配置身分証明書	2	8	3	1	1 18			
薬局医薬品製造業						1		
高度管理医療機器等販売業	5				19	3		
高度管理医療機器等賃貸業					8			
管理医療機器販売業	34				2 18	28		
管理医療機器賃貸業								
合 計	50	13	3	1	159	41	2	2
19年度	47	10	1	1	144	37		
18年度	47	21	1	2	180<3>	146		
17年度	66	25	3	1	185<3>	101		
16年度	121	21	2	0	84	26		

1 配置従事届

2 届出済証を含む

販売先変更許可

(2) 毒物劇物販売業の登録事務

(根拠) 毒物・劇物取締法、許認可業務指針

毒物又は劇物の製造業者、輸入業者及び販売業者の登録に関し、製造所、営業所又は店舗ごとに登録等の指導及び登録事務を行いました。

毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

区 分	新 規	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届	責 任 者 ・ 設 置 ・ 変 更 届	廃 止
			書換交付	再交付			
製造・輸入業							
販 売 業	一般	3	1		6	3	4
	農薬用品目		1		11	10	4
	特定品目	1			1	1	
特定毒物使用者							
特定毒物研究者							
業務上取扱業者							
合 計	4	2	0	0	18	14	8
19年度	12	2	2	0	1	20	10
18年度	7	36	3	0	13	21	9
17年度	5	10	0	0	18	11	11
16年度	4	27	1	0	4	17	9

3 毒物劇物による危害の防止

(根拠) 毒物・劇物取締法、監視業務指針

毒物及び劇物取締法に基づいて、毒物劇物製造業者及び販売業者並びに業務上取扱者に対する指導取締りを行い、事故の未然防止に努めました。

監視指導実施結果

業種別	対象施設数	立入検査施設数	違反発見件数	処分件数		
				説諭	その他*	
毒物劇物製造業						
毒物劇物輸入業						
販売業	一般	47	36	17	16	1
	農薬用品目	53	39	42	41	1
	特定品目	3	2	1	0	1
業務上	電気メッキ業	2	2	6	6	
	金属熱処理業					
	運送業					
	しろあり防除業					
特定毒物使用者						
特定毒物研究者						
合計	105	79	66	63	3	
19年度	109	65	52	49	3	
18年度	107	80	54	52	2	
17年度	111	31	13	9	4	
16年度	113	47	21	0	21	

: 含指導票 * : 含始末書

- 7) 献血者の確保

献血推進事業

(根拠) 福島県献血推進計画

平成20年度は県南保健福祉事務所管内の献血目標を4,218人(200mL:828人、400mL:3,390人、血液センター分を除く)に設定し、これを達成するため、献血思想の普及啓発、献血組織の育成強化を図るとともに、市町村及び福島県赤十字血液センターと連携しながら献血事業の推進に努めました。

県南地域の献血者を確保するため、白河市においては街頭キャンペーンを2回実施したほか、管内の事業所を訪問するなどして、地域住民及び関係団体の理解と協力を求めましたが、昨年度の実績を上回ることができませんでした。

平成20年度実績は、4,191人(99.4%)、内訳は200mL献血が945人(114.1%)、400mL献血が3,246人(95.8%)でした。

このほか、若年層広報啓発資材「Heartful message」を作成し、若年層に対する啓発にも努めました。

(1) 街頭キャンペーンの実施

- ・平成20年 7月 4日(金) 白河駅前イベント広場
- ・平成20年12月18日(木) 白河駅前イベント広場

- (2) 若年層広報啓発資材「Heartful message」の作成
 - ・平成 21 年 3 月 1 日発行 6,000部
- (3) 複数回献血協力事業所訪問の実施
 - 若年層ボランティアが「1日献血大使」として白河市内の事業所を訪問し、献血協力事業所宣言の楯を贈呈。
 - ・平成 20 年 8 月 21 日
- (4) 献血功労表彰
 - ・厚生労働大臣感謝状 1 団体
 - ・知事感謝状（公衆衛生事業功労）2 団体
 - ・福島県血液センター所長感謝状 6 団体 1 個人

献血実績(市町村別)

市 町 村	献血者数 (人)	内 容			目標人数 (人)	目標人数 達成率(%)
		200mL	400mL	成 分		
泉 崎 村	154	41	113	0	185	83.2
白 河 市	1,828	408	1,420	0	1,818	100.6
西 郷 村	601	121	480	0	545	110.3
中 島 村	104	15	89	0	142	73.2
矢 吹 町	545	114	431	0	519	105.0
棚 倉 町	373	76	297	0	429	86.9
矢 祭 町	304	81	223	0	182	167.0
塙 町	179	61	118	0	284	63.0
鮫 川 村	103	28	75	0	114	90.4
合 計	4,191	945	3,246	0	4,218	99.4
19年度	4,219	881	3,338	0	4,193	100.6
18年度	4,070	1,186	2,884	0	4,271	95.3
17年度	4,346	1,490	2,798	58	4,276	101.6
16年度	4,371	1,595	2,534	242	5,583	78.3

誰もが安心して暮らせる福祉社会の推進

- 1) 地域福祉の総合的・計画的推進

1 市町村地域福祉計画の策定支援

(根拠) 社会福祉法第107条

地域福祉計画策定を推進するため、市町村担当者会議等で地域福祉計画の意義や重要性を説明しながら、関係者の計画策定への意識醸成を図りました。

- ・策定済市町村 矢祭町、鮫川村

2 市町村社会福祉協議会指導監査

(根拠) 社会福祉法第56条

社会福祉法人の適切な運営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき管内市町村社会福祉協議会等に対し、社会福祉法人の指導監査(実地監査)を実施しました。

- ・社会福祉法人指導監査実施数 4件(市町村社会福祉協議会)

- 2) 県民の福祉活動への支援・参加促進

市町村ボランティアセンター整備等

(根拠) 地域福祉推進事業実施要綱

(1) 市町村ボランティアセンター

地域福祉の充実を図るには住民の主体的な参加が重要であることから、多様な住民サービスを提供しているボランティアの活動の拠点となる市町村ボランティアセンターの整備促進の支援に努めました。

- ・市町村ボランティアセンター整備状況
平成20年度新規整備 中島村

年度別ボランティアセンター整備推移

年度	市町村	年度	市町村	年度	市町村
7	白河市	15	西郷村・棚倉町	18	鮫川村
8	泉崎村	16	矢祭町	19	塙町
14	表郷村	17	矢吹町	20	中島村

平成17年に白河市、東村、大信村と合併

- 3) 保護援助を必要とする女性への支援

1 女性相談支援事業

(根拠) 福島県女性保護事業実施要綱

さまざまな問題や悩みを抱える女性を支援するため、相談機能の充実を図り女性福祉の向上に努めました。

女性相談の内容は、夫等の暴力や離婚等に関するものが最も多く、次いで子どもの暴力、男女問題、生活困窮や求職、借金等の経済問題が多くなっています。

(参照資料編 表22,23)

- ・女性相談員兼母子自立支援員 1人
- ・女性相談受付件数 258件

2 配偶者暴力相談支援事業

(根拠) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条第3項

配偶者暴力相談支援センターとして夫等からの暴力を主訴とする相談を受け付けて(上記258件に含む。)助言・指導を行うとともに、一時保護の委託等を行いました。

(参照資料編 表24)

また、改正DV防止法の施行(平成20年1月)に伴い、保護命令申立や離婚調停申立等の法律問題への対応力の強化に努めました。

- 4) 生活援護を必要とする人への支援

1 生活保護の適正実施

(根拠) 生活保護法

管内に居住する生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ、世帯を単位として必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法に基づく各種の扶助(生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)を実施しました。

平成20年度における管内の生活保護業務概況は、次のとおりです。

(1) 生活保護の実施状況

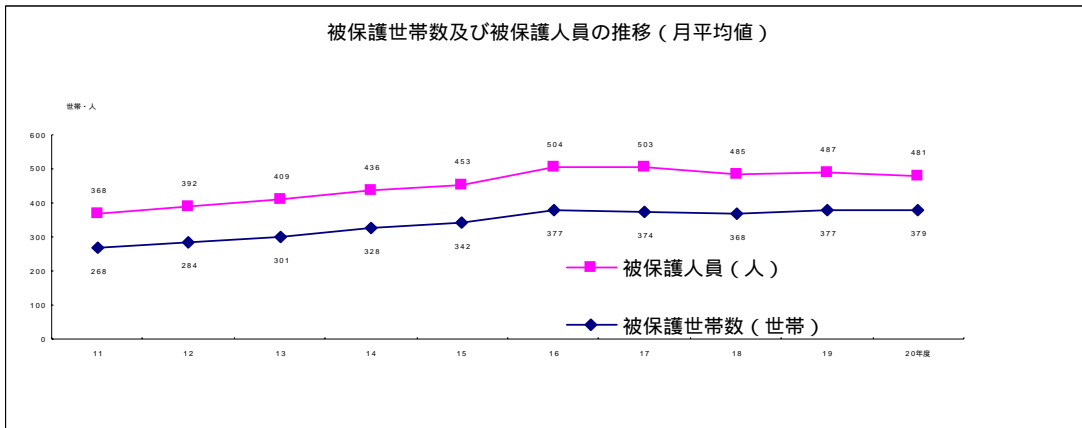
被保護世帯数及び被保護人員

区分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
20年度当初	371世帯	474人	5.5‰
20年度末	397世帯	505人	5.9‰

(出典：福祉行政報告例)

保護率(‰:パーミル・千分率) = 被保護人員 ÷ 管内人口

平成20年度末における被保護世帯数は397世帯、被保護人員は505人、保護率は5.9‰となっています。



（出典：福祉行政報告例）

被保護世帯数及び被保護人員の推移（月平均値）

区 分	被保護世帯数	被保護人員	保護率
17年度	374世帯	503人	5.1‰
18年度	368世帯	485人	5.6‰
19年度	377世帯	487人	5.6‰
20年度	379世帯	481人	5.6‰

（出典：福祉行政報告例）

次に、生活保護の推移を保護率で見ると、保護率は緩やかに上昇しています。

当所管内の被保護世帯数は、平成17年11月に市町村合併に伴う白河市へのケース移管が40世帯あったため、一旦は大幅に減少しましたが、その後も被保護世帯は増え続けています。

（参照資料編 表25）

被保護世帯増加の主な要因として、長期にわたる景気の低迷や高齢化の進行、家族間における扶養意識の希薄化などが挙げられます。

（2） 町村別、扶助別被保護世帯の状況

町村別被保護世帯数(平成20年度月平均値)

単位：世帯

西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙 町	鮫川村	合 計
58	16	8	116	85	29	60	9	379

（出典：福祉行政報告例）

平成20年度における被保護世帯の町村別内訳を月平均値で見ると、全379世帯中、矢吹町が116世帯で最も多く、次いで棚倉町が85世帯、塙町が60世帯、西郷村が58世帯となっています。

（参照資料編 表26）

扶助別被保護世帯数(月平均値)

単位：世帯

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	そ の 他	合 計
17年度	308	205	21	55	350	5	944
18年度	310	207	21	52	331	5	926
19年度	317	209	22	58	348	5	959
20年度	316	210	19	63	340	6	955

(出典：福祉行政報告例)

平成20年度における被保護世帯の扶助別内訳を月平均値で見ると、全379世帯中、医療扶助が340世帯で最も多く、次いで生活扶助が316世帯、住宅扶助が210世帯となっています。

これら3つの扶助は、大半の世帯が給付を受けており、扶助の中心となっています。

(参照資料編 表26)

(3) 生活保護の開始・廃止状況

保護申請、開始及び廃止件数

単位：件

区 分	申 請	開 始	廃 止
17年度	69	47	78
18年度	78	56	39
19年度	63	47	53
20年度	91	66	37

(出典：保護申請処理簿、保護廃止処理簿)

平成20年度における生活保護の申請件数は91件で、うち66件が開始となり、廃止は37件ありました。

開始が廃止を29件上回り、被保護世帯数の増加となりました。

生活保護開始の主たる要因

単位：世帯

区 分	世帯主の 傷病	世帯員の 傷病	働きによる 収入減少喪失	仕送りの 減少・喪失	手持現金貯金 の減少・喪失	そ の 他	合 計
17年度	8	1	5	5	24	4	47
18年度	19	0	5	8	20	4	56
19年度	19	0	2	1	20	5	47
20年度	21	0	3	7	34	1	66

(出典：保護申請処理簿)

平成20年度における生活保護開始の主たる要因は、手持現金・貯金の減少・喪失が34世帯で最も多く、次いで世帯主の傷病が21世帯、仕送りの減少・喪失が7世帯、働きによる収入の減少・喪失が3世帯となっています。

(参照資料編 表27)

生活保護廃止の主たる要因

単位：世帯

区 分	死 亡 失 踪	働きによる 収入増加取得	社会保障給付 金の増加	仕送り金等の 増加	施設入所	そ の 他	合 計
17年度	15	6	0	1	0	56	78
18年度	18	2	0	0	1	18	39
19年度	16	12	3	0	4	18	53
20年度	16	3	4	5	0	9	37

(出典：保護廃止処理簿)

平成20年度における生活保護廃止の主たる要因は、死亡・失踪が16世帯で最も多く、次いで仕送り金等の増加が5世帯となっています。

その他の内訳は、他管内転出や手持金増加、親類等の引取等となっています。

(参照資料編 表28)

(4) 医療扶助人員の状況

入院・入院外別、単給・併給別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区分	総医療扶助人員	入院			入院外		
		医療扶助単給	他扶助併給	計	医療扶助単給	他扶助併給	計
17年度	5,317	409	644	1,053	213	4,051	4,264
18年度	4,898	314	337	651	220	4,027	4,247
19年度	5,098	315	366	681	245	4,172	4,417
20年度	4,855	259	196	455	278	4,122	4,400

（出典：福祉行政報告例）

平成20年度における総医療扶助人員を入院・入院外の別で見ると、入院が延455人、入院外が延4,400人となっています。

また、これを医療扶助単給・他の扶助との併給の別で見ると、入院では医療扶助単給と他の扶助との併給の割合がほぼ半々となっていますが、入院外では大半が他の扶助との併給となっています。（参照資料編 表29）

入院・入院外別、精神病・その他別医療扶助人員

単位：人（延人員）

区分	総医療扶助人員	入院		入院外		計	
		精神病	その他	精神病	その他	精神病	その他
17年度	5,317	404	649	870	3,394	1,274	4,043
18年度	4,898	234	417	97	4,150	331	4,567
19年度	5,098	240	441	93	4,324	333	4,765
20年度	4,855	184	271	151	4,249	335	4,520

（出典：福祉行政報告例）

精神病：障害者自立支援医療「不」適用の精神病とその他の疾病とを合併している場合

その他：障害者自立支援医療適用の精神病とその他の疾病とを合併している場合

平成20年度における総医療扶助人員4,855人の内訳を見ると、大半が障害者自立支援法による自立支援医療の適用がある精神病と、その他の疾病とを合併している者となっています。（参照資料編 表29）

(5) 生活保護施設の利用状況

生活保護施設別利用者数

単位：人

区 分	救 護 施 設					矢吹授産場（法別利用内訳）	
	からまつ荘	矢吹緑風園	郡山せいわ園	その他	計	生活保護法	みなし保護
17年度末	22	15	3	2	42	12	8
18年度末	22	15	4	2	43	12	8
19年度末	22	15	4	2	43	14	7
20年度末	21	15	4	1	41	15	6

(出典：施設事務費支給台帳)

平成20年度末における生活保護施設の利用状況は、救護施設では入所者数が前年度2名減の41人となっています。

救護施設別内訳では、からまつ荘が21人で最も多く、次いで矢吹緑風園が15人、郡山せいわ園が4人となっています。

矢吹授産場では、生活保護法が15人と1人増となり、みなし保護が6人と1人減となり、計21人となりました。

(参照資料編 表30)

(6) 被保護世帯の世帯類型

被保護世帯の世帯類型別内訳

単位：世帯

区 分	被保護世帯数	内 訳				
		高齢者世帯	母子世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
18年3月分	360	157	15	52	65	71
19年3月分	377	158	18	66	74	61
20年3月分	371	168	15	67	67	54
21年3月分	397	181	18	81	68	49

(出典：福祉行政報告例)

平成21年3月における被保護世帯の世帯類型は、高齢者世帯が181世帯で最も多く、次いで障がい者世帯が81世帯、傷病者世帯が68世帯となっています。

高齢化の進行を背景に、高齢者世帯が全体の5割弱を占めています。

(参照資料編 表31)

(7) 被保護世帯の就労状況

被保護世帯の世帯構成別就労状況

単位：世帯

区 分		単身世帯	2人以上の世帯	合 計
18年3月分	働いている者がいる世帯	38	27	65
	働いている者のいない世帯	246	49	295
19年3月分	働いている者がいる世帯	38	29	67
	働いている者のいない世帯	263	44	307
20年3月分	働いている者がいる世帯	39	33	72
	働いている者のいない世帯	261	38	299
21年3月分	働いている者がいる世帯	40	32	72
	働いている者のいない世帯	284	41	325

(出典：福祉行政報告例)

被保護世帯の構成を平成21年3月で見ると、単身世帯が計324世帯、2人以上の世帯が計73世帯となっており、単身世帯が全体の8割を占めています。

就労形態別では、働いている者がいる世帯が計72世帯、働いている者のいない世帯が計325世帯となっており、就労している者のいない世帯が全体の8割を占めています。

(参照資料編 表32)

(8) 保護費の推移

保護費の扶助別支出内訳

上段は構成比、単位：% 下段は支出額、単位：千円

区 分	生活扶助費	住宅扶助費	医療扶助費	その他の扶助費	施設事務費	合 計
17年度	26.9	5.5	51.5	2.2	13.9	100
	215,798	43,752	412,265	17,541	111,533	800,889
18年度	27.0	5.9	51.3	2.2	13.6	100
	207,765	45,369	395,677	17,297	104,455	770,563
19年度	28.1	6.3	48.3	2.8	14.5	100
	204,867	45,646	353,111	20,560	106,164	730,348
20年度	27.6	6.3	48.3	3.2	14.5	100
	204,832	46,872	358,116	23,758	106,563	741,141

(出典：生活保護費経理状況調)

平成20年度において当所管内で支出した保護費の総額は、本庁払分も含め741,141千円となりました。

扶助費の内訳を見ると、医療扶助費が358,116千円で最も多く、次いで生活扶助費が204,832千円、施設事務費が106,563千円、住宅扶助費が46,872千円となっています。

(参照資料編 表33)

(9) 自立支援プログラムの実施状況

平成20年度においては、稼働能力のある被保護者に対する就労支援及び長期に入院している被保護者で病状が安定していて入院治療の必要性がなく、受入条件が整えば退院可能な者について退院に向けた取り組みを行いました。その実施状況は次のとおりとなっています。

福島県生活保護就労自立促進事業

支援人数 34人

就労開始人数 延べ11人

・うち就労開始に伴う廃止世帯 4世帯

福島県長期入院患者退院促進事業

支援人数 0人

退院人数 0人

2 民生委員・児童委員の活動支援

(根拠) 民生委員法、児童福祉法

民生・児童委員は、それぞれの市町村の担当区域内の住民の実態を常に把握し、適切な相談や必要な援助を行うことによって地域住民の福祉増進に努めるとともに、福祉関係機関の業務に協力し、積極的な援助活動を行っています。

地域の現状を理解するとともに資質の向上を図る研修会等に対して講師の派遣等の協力・支援に努めました。

(参照資料編 表34,35)

管内民生・児童委員数 360人

平成21年3月31日現在

V 妊娠・出産・子育て・子育てを支える社会の推進

- 1) 母子保健医療施策の推進

1 のびゆく子ども支援事業

(1) 身体障がい児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

身体に障がいのある児をもつ保護者が情報交換等交流をとおり、不安の軽減や仲間づくりをすることを目的として実施しました。

身体障がい児療育相談の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
上肢・下肢障 害、肢体不自 由の身体障害者手 帳受給者とその 保護者	2	第1回：交流会「秋桜会長さんを囲んで」 アドバイザー：秋桜会長 小貫さよ子氏	10人	10人
		第2回：同上	5人	7人
		計	15人	17人

(2) 小児慢性特定疾患児相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

小児慢性特定疾患により、長期療養を必要とする児童の保護者が病児の心理や栄養に関する知識を学ぶこと、保護者同士の交流を深めることをとおして長期療養児の日常生活における健康の保持増進を等を図ることを目的として実施しました。

長期療養児相談会の実施状況

対 象	実 施 回 数	内 容	参加者数	
			実数	延数
全疾患	2	第1回：講話「病児の心理と親の対応について」 交流会 講師：臨床心理士 佐々木 愛氏	5人	5人
		第2回：講話「乳幼児～思春期の栄養について」 交流会 講師：主任栄養技師 積口 順子氏	6人	7人
		計	11人	12人

(3) 未熟児発達相談会

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児の発達や養育に関する講話や相談を実施するとともに保護者同士の情報交換をとおりて育児負担の軽減を図り安心して育児ができることを目的として実施しました。

未熟児発達相談会の実施状況

実施回数	内 容	参加者数		
		実数	延数	
2	講話「先輩ママのアドバイス」 楽しい親子遊び・交流会 講師：Nくらぶ会長 安齋 砂知子氏 保育士：鈴木 たか子氏 高澤 和子氏	1回目	0人	0人
		2回目	13人	13人
		計	13人	13人

(4) 訪問指導

(根拠) 福島県のびゆく子ども支援事業実施要綱

未熟児及び在宅療養を必要とする家族に対して、正常な発育・発達や療育・療養に必要な助言及び保健指導を医療機関と連携をとりながら実施しました。

訪問指導の実施状況 単位：人

対 象	実 数	延 数
身体障がい児	5	6
長期療養児	1	1
未熟児	46	57

2 育児不安を持つ親のグループミーティング事業

(根拠) 福島県育児不安を持つ親のグループミーティング事業実施要綱

育児不安や育児困難を感じている母親等に対し、親同士の交流の場を提供することにより、虐待等の不適切な関わりを未然に防止するとともに、育児を支援することを目的に母親を対象としたグループミーティングを実施しました。

育児不安を持つ親のグループミーティング事業の実施状況

年度	会 場	グループ数	実施回数	来所者数(人)	
				実 数	延 数
17	県南保健福祉事務所	1	5	4	16
18	県南保健福祉事務所	1	5	6	20
19	県南保健福祉事務所	1	5	5	19
20	県南保健福祉事務所	1	4	5	18

3 思春期相談事業

(根拠) 福島県思春期相談ほっとライン事業実施要綱

10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶を未然に防ぎ、心身共に健康で望ましい人間関係を築くことができるよう支援するために保健、医療、教育などの関係機関との情報共有を図り、地域におけるネットワークづくりを推進するとともに電話やメール相談等により思春期の悩みや不安等への個別支援に努めました。

思春期相談ほっとラインによる相談実施状況 単位：件

年度	相 談 種 別			
	電話相談	メール相談	来所相談	計
17	43	59	0	102
18	63	20	0	83
19	178	27	0	205
20	110	11	0	121

4 特定不妊治療費助成事業

(根拠) 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱

不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精について、不妊治療費に要する費用の一部の助成を行いました。

特定不妊治療費助成の給付状況

年度	申請件数	給付件数
18	34	34
19	59	38
20	58	58

5 医療援護事業

(1) 育成医療給付

(根拠) 障害者自立支援法第58条

福島県自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱

身体に障がいのある児童又は疾患を放置することで障がいを残すと認められる児童で手術等の治療により確実な治療効果が期待できる場合に、障害者自立支援法第59条第1項による指定自立支援医療機関において治療する児童に対して、公費による医療の給付を行いました。

育成医療の給付状況

単位：人

市町村	肢体不自由	視覚障がい	聴覚、平衡機能障がい	音声・言語そしやく機能障がい	内臓障がい	計(延数)
白河市	2	1	1	6	8	18
西郷村	0	0	0	1	2	3
泉崎村	2	0	1	0	1	4
中島村	1	0	0	0	0	1
矢吹町	1	1	1	1	3	7
棚倉町	0	0	0	4	0	4
矢祭町	2	0	0	0	1	3
塙町	0	1	0	2	0	2
鮫川村	0	0	0	2	1	3
計	8	3	3	15	16	45
16	7	3	2	13	15	40
17	10	4	3	23	25	65
18	3	3	3	17	18	44
19	8	2	0	10	13	33

(2) 養育医療給付

(根拠) 母子保健法第6条第6項

母子保健法第6条第6項に規定する体重が2,000g以下、又は生活力が特に薄弱である症状等により医療機関への入院を必要とする未熟児に医療の給付を行いました。

養育医療の給付状況（体重別実件数）

年度	20	16	17	18	19
出生体重					
～1,000	4	6	2	3	6
1,001～1,500	7	10	4	3	4
1,501～1,800	3	6	5	3	3
1,800～2,000	6	8	9	4	7
2,001～2,300	13	5	8	9	12
2,301～2,500	3	3	3	7	3
2,501～	10	0	5	11	7
計	46	38	36	40	42

養育医療の給付状況（市町村別延件数）

年度	20	16	17	18	19
市町村					
白河市	21	14	19	19	17
西郷村	5	7	4	3	2
泉崎村	2	3	4	1	2
中島村	1	1	0	1	2
矢吹町	3	5	4	11	6
棚倉町	8	3	3	3	5
矢祭町	0	0	0	0	0
塙町	4	4	2	2	6
鮫川村	2	1	0	0	2
計	46	38	36	40	42

6 小児慢性特定疾患治療研究事業

（根拠）福島県小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱

福島県小児慢性特定疾患児手帳交付事業実施要綱

小児慢性疾患のうち治療法が確立していない特定の疾患について、治療研究を推進し、治療法を確立するための医学的知見の発見を促進するとともに、その医療の確保と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担を軽減して、児童の健全な育成を図ることを目的として医療の給付を行いました。

また、児童の病状を正しく理解し、適切に対応してもらうことを目的に、小児慢性特定疾患児に対して福島県小児慢性特定疾患児手帳（ひまわり手帳）を交付しました。

小児慢性特定疾患治療研究事業の認定状況

平成21年3月31日 単位：人

市町村	悪性新 生 物	慢性腎 疾 患	ぜ ん そ く	慢性心 疾 患	内 分 泌 疾 患	膠原病	糖尿病	先天性代 謝 異 常	血友病等 血液疾患	神経・消 化 器 疾 患	計
白河市	9	5	1	6	20	2	8	1	4	2	60
西郷村	2	3	0	2	8	0	1	3	2	0	20
泉崎村	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
中島村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
矢吹町	4	0	0	0	2	1	2	0	0	1	10
棚倉町	1	4	2	0	5	1	0	2	2	0	17
矢祭町	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	5
埴 町	1	2	0	3	6	0	1	0	1	0	14
鮫川村	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
計	18	16	3	13	43	5	12	6	9	4	130
1 5	49	7	7	5	37	4	16	7	27	0	159
1 6	45	8	7	5	40	2	10	7	27	2	153
1 7	24	22	2	10	32	3	14	5	4	3	119
1 8	22	19	4	14	45	6	14	8	10	4	146
1 9	23	19	3	14	35	10	10	6	9	3	132

7 不妊専門相談等事業

(根拠) 福島県不妊総合相談事業実施要綱

不妊に悩む夫婦に対し、夫婦の身体的、精神的、社会的状況に応じた不妊の悩みに対する相談、助言、支援を行うとともに、不妊に関する情報提供を行いました。

不妊総合相談の実施件数

年度	相談件数	相談種別	
		電話相談	来所相談
1 8	7	4	3
1 9	6	3	3
2 0	6	2	4

8 先天性代謝異常検査事業

(根拠) 福島県先天性代謝異常検査事業実施要綱

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症及び先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)の早期発見・早期治療を図るため、新生児の血液によるマス・スクリーニング検査を行いました。

なお、検査で精密検査となった児については、結果の確認及び保健指導を実施しました。

先天性代謝異常検査（精密検査）の実施状況

疾患名	要精検者数 (人)	精密検査結果の内訳		
		異常あり	異常なし	経過観察
フェニールケトン尿症	1	0	0	1
楓糖尿病	0	0	0	0
クレチン症	0	0	0	0
ホモシスチン尿症	0	0	0	0
ガラクトース血症	0	0	0	0
先天性副腎過形成症	1	0	1	0
その他	0	0	0	0
計	2	0	1	1

9 新生児聴覚検査普及事業

(根拠) 福島県新生児聴覚検査普及事業実施要綱

聴覚障がい児を早期に発見し、早期療養につなげるため、聴覚検査の普及を図りました。

新生児聴覚検査結果の状況

単位：人

年度	精密検査対象者	経過観察	異常あり
18	2	1 (片側中～高度難聴の疑い)	1 (左感音難聴)
19	2	2	0
20	0	0	0

10 10代の性いのち生きいきプロジェクト事業

(根拠) 10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議設置要綱

(1) 県南地域10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議の開催

思春期保健対策の充実に向けて各関係機関の連携・協力体制を強化し、各種事業等の有機的な連携や今後の思春期保健対策について検討するための協議を行いました。

開催状況

第1回会議

【開催日】平成20年6月30日(月)

【開催場所】県南保健福祉事務所

【議題】(1) 県南地域10代の性いのち生きいきプロジェクト推進会議について

(これまでの取り組み、課題と対策、思春期保健対策の体系
自尊感情アンケート)

(2) 親支援・性と生のワークショップ、夢をはぐくむいのち生きいきプロジェクト事業について

(3) 平成20年度の思春期保健関連事業について

(4) 意見交換

第2回会議

【開催日】平成21年2月16日(月)

【開催場所】県南保健福祉事務所

【議題】(1) 10代の性のいのち生きいきプロジェクト事業の実施状況について

1) 県南地域10代の性のいのち生きいきプロジェクト推進会議
(自尊感情評価指標、自尊感情を育成する教材について、実態把握の追加項目、教育・指導体制への支援、個別相談支援)

2) 親支援・性と生のワークショップ

(2) 今年度の課題と次年度の方針

構成メンバー 学識経験者、県産婦人科医会、県助産師会、小・中学校校長会、PTA、青少年健全育成、県学校保健会、NPO、市町村の代表者、教育事務所長、保健福祉事務所長(26名)

(2) 思春期保健教育等の実施状況調査

県南地域の保健・医療・教育関係機関での思春期保健教育や事業の実施状況を把握し、思春期保健対策の進捗状況を把握・分析しました。

【調査時期】平成21年3月

【調査対象】県南地域の市町村、中学校・高等学校

(3) 親支援・性と生のワークショップ 教育長との連携事業

幼児から思春期の子どもを持つすべての保護者、地域の大人を対象に性やいのちについて家庭や地域で子どもたちとどう関わればよいかを主体的に学習するためのワークショップを県内6会場で開催しました。

【県南地域開催日時】平成20年7月12日(日)

【県南地域開催場所】西郷村文化センター

【プログラム】 講演「親として子どもたちに伝えたい性と生」

講師 鈴木助産院院長 鈴木せい子氏

問題提起「10代の性の現状と課題」県南保健福祉事務所

問題別ワークショップ

思春期子育て相談

(4) 思春期保健教育等支援

学校等の依頼により、思春期の児童・生徒及び関係者を対象にした思春期保健教育等を実施しました。

・思春期保健教育 対象者 保護者等 開催回数7回 参加者 延408人

- 2) 子育て支援環境づくりの推進

管内児童数の推移

平成17年(2005年)の国勢調査の結果による管内児童数は、29,217人で管内総人口153,347人の19.1%を占めています。平成7年(1995年)23.8%、平成12年(2000年)21.4%で漸減傾向が続いています。(参照資料編 表36)

1 児童手当の支給状況

(根拠) 児童手当法第8条

平成21年2月末現在の児童手当受給者は11,559人、該当児童16,549人でした。前年度に比べ受給者は166人(1.4%)、該当児童は338人(2.0%)減少しました。

(参照資料編 表37)

2 うつくしま子ども夢プランの推進

(根拠) 次世代育成支援対策推進法第9条

うつくしま子ども夢プランを推進するため、市町村等への情報提供、交換を積極的に行うとともに、子育て支援を進める県民運動事業の一環として、「子育て週間」中に広報・啓発事業を開催して、関係者の認識の共有と連携の強化を図りました。

・「ファミリーフェスタ in けんなん」の開催

平成20年11月22日 棚倉町文化センター 参加者数 約150人

・市町村、保育所等への情報提供(随時)

また、うつくしま子ども夢プランの進捗にとって、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画の推進は重要ですが、各市町村が設定した目標事業量の達成状況は、次表のとおりです。

県南地域における目標事業量の達成状況

(特定14事業のうち、各市町村が目標値を設定した事業について、その和を掲載)

	通常保育 (定員:人)	延長保育 1	休日保育	放課後児童 健全育成 3	一時保育	特定保育
計画策定時:16年度	1,718	9(2)	0	22	4	0
現状:20年度	1,788	5(2)	0	31	7	0
目標:21年度	2,018	14	2	29	11	1

単位:か所

	病後児保育 (施設型)	ファミリー・サポ -ト・センター 3	地域子育て 支援センター	つどいの広 場
計画策定時:16年度	0	0	1	0
現状:20年度	0	3	2	3
目標:21年度	1	6	11	4

1 延長保育以下の事業は、実施施設数で表示。

2 16年度の延長保育事業は、特別保育事業における延長保育実施施設数。20年度はソフト交付金該当事業実施施設数。

3 県単補助事業を含む。

3 保育所指導監査、認可外保育施設調査指導

(根拠) 社会福祉法第70条 児童福祉法第46条第1項、第59条第1項

適正な保育の維持と一層の向上のため、認可保育所への指導監査を行い、また、認可外保育施設への調査指導を実施しました。

- 3) 子育て家庭の支援

母子・寡婦福祉事業

(根拠) 母子及び寡婦福祉法第9条、第13条

2名の母子自立支援員(うち1名は東白川福祉相談コーナー)と1名の母子福祉協力員が母子家庭等の生活一般、生活援護、児童等に関する相談を受け付け、援助・指導を実施しました。

また、経済的、社会的に自立が困難な状況にある母子家庭や寡婦の福祉の向上のため、母子・寡婦福祉資金の貸付を行いました。

- ・母子等相談受付件数718件(うち東白川福祉相談コーナー434件)
(参照資料編 表38,39)
- ・母子寡婦福祉資金 貸付件数21件(前年度比4件増)、貸付額9,311千円(前年度比774千円増)
(参照資料編 表40)

- 4) 子育てと仕事の両立支援

1 保育所の状況

(根拠) 児童福祉法第24条

管内の認可保育所数は22か所(分園1か所含む)であり平成18年度から変更ありませんが、平成20年10月1日現在の待機児童数は32名であり、平成19年10月1日現在と比較し7名の増となったことから、市町村によっては対策の強化が求められています。

2 保育対策等促進事業等

(根拠) 保育対策等促進事業実施要綱外

子育てと仕事の両立を容易にするとともに、子育てに伴う負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進するため、保育所等が行う保育対策等促進事業について、実施する市町村に対し補助を行いました。

また、子育てを行う保護者の経済的負担を軽減するため、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村に対し補助を行いました。
(参照資料編 表41)

- ・一時保育促進事業 5か所(実施保育所数、以下同じ)
- ・分園推進事業 1か所(同上)
- ・多子世帯保育料軽減事業 8市町村

3 認可外保育施設の状況

(根拠) 児童福祉法第59条の2

認可外保育施設は、事業所内施設が7か所、その他が7か所の14か所となっています。
(参照資料編 表42)

- 5) 子どもの健全育成の推進

1 わくわく放課後支援事業

(根拠) 福島県わくわく放課後支援事業実施要綱

国庫補助要件に満たない放課後児童クラブの運営費について、設置する市町村に対し補助金を交付しました。

・対象児童クラブ 6か所

2 児童環境づくり基盤整備事業

(根拠) 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱

子育てしやすい環境の整備を図るとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを推進するための経費について、市町村に対し補助金を交付しました。

(参照資料編 表43)

・対象市町村 5か所

- 6) 子どもの権利擁護の推進

要保護対策の推進

(根拠) 児童福祉法第25条の8他

児童福祉法による一時保護や施設入所等の措置が必要とされる児童について、児童相談所と連携して、家庭状況の調査や家庭訪問を行うとともに、児童福祉施設の適切な運営と入所児童の処遇の向上を図るため、必要な指導を実施しています。

(参照資料編 表44,45)

- 7) 小児医療体制の充実

1 小児初期救急医療体制の確保

(根拠) 福島県小児科研修事業実施要綱

県南地域小児救急医療医師研修会開催要項

(1) 県南地域小児救急医療医師研修会

小児科医不足が深刻化している県南地域における小児初期救急医療体制の充実を図るため、18年度から3カ年継続事業で管内の医師を対象とした小児救急医療医師研修会を実施しました。

特に、20年度は、小児プライマリケアに必要とされる問診・身体所見・検査・診断能力の向上に加え、二次救急医療を担当する医療機関へ紹介するポイントの理解を通して、実戦的な知識の習得を図りました。

研修会の実施状況

研 修 日 時	研 修 内 容	講 師 名	受講者数
12月16日（火） 19：00～21：00	小児救急医療の実際	みうら小児クリニック院長 三浦 義人医師	21人

高齢者が心豊かに暮らせる社会の推進

- 1) 介護保険事業支援計画等の推進

1 第五次高齢者保健福祉計画及び第四次介護保険事業支援計画の策定支援

(根拠) 老人福祉法 介護保険法

(1) 県南地方高齢者保健福祉計画等連絡会議の開催

第五次福島県高齢者保健福祉計画及び第四次福島県介護保険事業支援計画の策定に当たり、管内市町村との調整や施策に関する課題の検討を行いました。

- ・出席者 市町村保健福祉担当課長、医療機関代表者、社会福祉施設代表者、居宅系サービス提供機関代表者、地域包括支援センター代表者等
- ・開催日 第1回：平成20年10月24日
第2回：平成21年 1月20日

(2) 高齢者福祉計画等策定に係る市町村担当課長等会議の開催

市町村の第五次福島県高齢者保健福祉計画及び第四次福島県介護保険事業計画(計画期間：平成21～23年度)について、意見交換や情報提供などの支援を行いました。

- ・開催日 第1回：平成20年10月20日
第2回：平成21年 1月13日

- 2) 生きがいつくりと社会参加の促進

1 百歳高齢者知事賀寿事業

(根拠) 百歳高齢者知事賀寿実施要綱

百歳の高齢者に対し、その長寿を祝い、併せて県民の間に広く老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人の健康の増進に努める意欲を高めることを目的に、知事からの祝状及び記念品を贈呈しました。

- ・平成20年度贈呈者数 15人
(平成19年度18人、18年度16人、17年度14人、16年度7人)

2 老人クラブ活動等事業

(根拠) 福島県老人クラブ活動等事業実施要綱

老人クラブが行う、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等に対し補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助額 3,496 千円

- 3) 健康づくりと介護予防の推進

1 地域支援事業

(1) 地域包括支援センター支援

(根拠) 地域包括支援センター機能強化研修開催要項

平成18年4月の介護保険法改正により、新たに地域支援事業及び新予防給付が創設されました。地域支援事業は 介護予防事業 包括的支援事業 任意事業から構成され、市町村及び の包括的支援事業の委託を受けた者は地域の高齢者ケアを行う中核機関として地域包括支援センターを設置することができるとされており、当圏域においても各市町村1か所ずつ設置されました。

そのセンター職員の効率的かつ適正な業務の実施を目的として、研修及び情報交換会を開催しました。

開催状況

研修等名・開催日・場所	内 容	参加者数
【地域包括支援センター機能強化研修（圏域別研修）】 20年11月13日 県南保健福祉事務所	アルコール依存症について理解し、その対応の仕方を学ぶことを目的に精神科医師による講演会を実施。 講演：「依存症とは何を病んでいるのか？ ～その対応の仕方～」 講師：寿泉堂松南病院医師	21人 （センター職員及び市町村職員）
【当所地域包括支援センター職員等情報交換会】 20年9月30日 県南保健福祉事務所	各地域包括支援センター活動の現状について情報交換	21人 （センター職員）

2 高齢者虐待防止ネットワーク体制整備支援事業

（根拠）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築しておくことが重要であることから、全県組織を持つ関係団体や行政組織などによる連携会議を設置するとともに、町村のネットワーク構築を支援するため、各方部で連絡会議を実施しました。

(1) 方部別高齢者虐待対応連絡会議の開催

市町村間でネットワーク構築の状況に関する情報交換や虐待対応事例に関する検討等を行い、各市町村の高齢者虐待防止への取り組みを支援することを目的として、会議を開催しました。

・開催日 平成20年12月18日

3 認知症予防対策事業

（根拠）福島県認知症予防対策事業実施要綱

認知症高齢者の増加傾向、その予防の重要性の観点から、認知症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、地域における早期発見・早期対応体制の整備を行うことを目的として、下記の事業を実施しました。

(1) 認知症予防対策推進会議の開催（平成16年度設置）

地域における認知症高齢者等の予防・早期発見・早期対応体制の整備を支援するため、認知症予防対策の実施、推進について総合的に検討し、認知症予防対策の取り組みの定着、一層の充実を図るための会議を開催しました。

認知症予防対策推進会議開催状況

開催年月日・場所	内 容	出席者数
21年 2月 9日 県南保健福祉事務所	福島県認知症予防事業について 平成19年度事業評価について 管内市町村及び関係機関における認知症 予防対策への取組状況について	推進会議 委員 13人

- 4) 施設医療・介護の充実

老人福祉施設の運営指導及び監査

(根拠) 福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱

特別養護老人ホーム等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で施設に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・特別養護老人ホーム 3施設
- ・軽費老人ホーム 2施設

特別養護老人ホームについては、介護保険指定事業所等の運営指導及び監査と同時に実施しました。

- 5) 介護保険制度の円滑な運営

1 介護保険の認定

(1) 介護認定審査会の設置

(根拠) 介護保険法第14条

県南管内は、白河地方広域市町村圏整備組合において介護認定審査を共同処理しています。

- ・白河地方広域市町村圏整備組合
介護保険審査会の設置形態 8合議体・審査会委員50人

(2) 認定調査員研修事業

(根拠) 福島県認定調査従事者・介護認定審査会委員研修事業実施要綱

認定調査員研修会の開催

認定調査に従事する者が、要介護認定及び要支援認定における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を修得及び向上させることを目的に開催しました。

認定調査員研修会実施状況

開催年月日・場所	内 容	参加者数
21年 2月 4日 ビックパレットふくしま	説明「福島県における介護保険の運営状況について」 説明「介護保険制度の改正について」 講義「認定調査及び調査票記入にあたっての留意点」	認定調査員・ 市町村等職員 152人

(3) 市町村別要介護認定状況

認定者数は年々増加しています。特に、「要介護」の認定者数の増加割合が高くなっています。

要介護（要支援）認定者数(市町村別)

単位：人

	要支援 1	要支援 2	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
白河市	215	297	0	209	476	398	383	399	2,377
西郷村	32	84	0	44	99	88	97	74	518
泉崎村	9	25	0	17	29	30	41	25	176
中島村	33	27	0	8	18	23	19	16	144
矢吹町	55	104	0	47	104	101	83	80	574
棚倉町	45	91	0	35	89	97	86	74	517
矢祭町	31	26	0	14	62	46	58	28	265
埴町	29	70	0	29	80	78	82	62	430
鮫川村	17	29	0	14	36	31	36	18	181
H21.3月末	466	753	0	417	993	892	885	776	5,182
H20.3月末	466	779	0	390	900	852	881	764	5,032
H19.3月末	490	713	4	593	799	691	870	667	4,827
H18.3月末	(要支援) 562			1,622	597	580	769	574	4,704
H17.3月末	(要支援) 404			1,577	581	550	634	567	4,313

2 介護保険法事業者指定

介護保険法に基づく事業者指定事務について、平成20年度における居宅サービス事業者の数は、介護給付サービスで2事業者、予防給付サービスでは1事業者減っています。

施設については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設が1施設ずつ増え、介護療養型医療施設が1施設減っています。

居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者（みなし指定を除く。）

区 分		21.4.1 現在	20.4.1 現在	増加数	対前年比
介護 給付 サー ビス	居宅介護支援事業者	43	41	2	1.05
	居宅サービス事業者	105	109	-4	0.96
	訪問介護	31	32	-1	0.97
	訪問入浴介護	8	10	-2	0.80
	訪問看護	7	8	-1	0.88
	訪問リハビリテーション	1	1	-	1.00
	居宅療養管理指導	1	1	-	1.00
	通所介護	20	20	-	1.00
	通所リハビリテーション	4	4	-	1.00
	短期入所生活介護	11	10	1	1.10
	短期入所療養介護	0	0	-	-
	特定施設入所者生活介護	2	2	-	1.00
	福祉用具貸与	9	10	-1	0.90

	特定福祉用具販売	11	11	-	1.00
	小 計	148	150	-2	0.99
予 防 給 付 サ ー ビ ス	介護予防支援事業者	9	9	-	1.00
	介護予防サービス事業者	105	106	-1	0.99
	介護予防訪問介護	30	30	-	1.00
	介護予防訪問入浴介護	8	9	-1	0.89
	介護予防訪問看護	7	8	-1	0.88
	介護予防訪問リハビリテーション	1	1	-	1.00
	介護予防居宅療養管理指導	1	1	-	1.00
	介護予防通所介護	20	20	-	1.00
	介護予防通所リハビリテーション	4	4	-	1.00
	介護予防短期入所生活介護	11	10	1	1.10
	介護予防短期入所療養介護	0	0	-	-
	介護予防特定施設入所者生活介護	2	2	-	1.00
	介護予防福祉用具貸与	10	10	-	1.00
特定介護予防福祉用具販売	11	11	-	1.00	
	小 計	114	115	-1	0.99
	合 計	262	265	-3	0.99

施設サービスの状況（みなし指定を除く。）（ ）は入所定員

	21.4.1現在	20.4.1現在	増 減	対前年比
介護老人福祉施設	10施設(700床)	9施設(650床)	1(50)	1.11(1.08)
介護老人保健施設	5施設(485床)	4施設(400床)	1(85)	1.25(1.21)
介護療養型医療施設	2施設(45床)	3施設(53床)	-1(-8)	0.67(0.85)
合 計	17施設(1,230床)	16施設(1,103床)	1(127)	1.06(1.12)

介護老人保健施設はショートステイを含んだべ^ッット数（ショートステイ^ッット数は特定されていない。）

3 介護保険指定事業所等の運営指導及び監査

（根拠）福島県介護保険施設等指導要綱

介護保険指定事業所等の適正な施設運営の確保を図るため、本庁と合同で事業所等に対する実地指導及び実地監査を実施しました。

- ・介護保険施設 3施設
- ・居宅サービス事業所 8事業所
- ・居宅介護支援事業所 6事業所

介護保険施設のうち特別養護老人ホームについては、老人福祉施設の運営指導及び監査と同時に実施しました。

障がい者が自立し社会参加できる社会の推進

- 1) ノーマライゼーション理念の普及・啓発の促進

1 精神保健福祉研修会の開催

(根拠) 福島県県南保健福祉事務所「市民精神保健福祉研修会」開催要領

平成20年度市民精神保健福祉研修会開催要領

県南地域において精神障がい者の関係機関がアルコール依存症者への対応に苦慮し、解決策が見えない現状がある。アルコール依存症の特徴と効果的な対応を学び、今後の実務に役立てた。

市民精神保健福祉研修会の開催参加者数

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成20年12月3日(水) 県南保健福祉事務所 会議室	【講演】 「アルコール依存症 の対応」 ・講師 医療法人東北会 東北会病院 院長 石川 達 氏	・市町村(精神保健・生 活保護担当職員) ・精神科医療機関職員 ・自助グループ ・保健福祉等関係機関	59人
平成21年1月28日(水) サンフレッシュ白河 会議室	【講演】 「精神障がい者の理 解と支援～統合失調 症の基礎知識～」 ・講師 ありがクリニック 院長 有賀 清 氏 【演習】 「精神障がい者との 接し方」 ・講師 針生ヶ丘病院 保健福祉部副部長 大森洋亮 氏	・県南管内精神保健福祉 ボランティア ・家族会 ・当事者の会 ・民生児童委員 ・県南管内市町村職員 ・精神科医療機関職員 ・精神障がい者関係機関 職員	116人

- 2) 総合療育体制の推進

1 障がい児(者)地域療育等支援事業

(根拠) 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱

受託施設に相談支援アドバイザーを配置し、在宅障がい児(者)地域生活支援事業として市町村の相談支援体制整備を推進するとともに障がい児等療育支援を実施した。

- ・受託施設名 2施設(相談支援アドバイザー各1名)
白河こひつじ学園(西郷村 社会福祉法人牧人会運営)
はなわ育成園 (塙町 社会福祉法人牧人会運営)

- ・委託料 5,406千円

受託施設における相談等の実施状況

区分 受託施設名	障がい児(者)専門相談支援事業		障がい児療育支援事業		
	市町村の相談支援体制への助言・指導	専門性が求められる相談への直接支援	訪問支援	外来支援	療育機関支援
白河こひつじ学園	109	55	16	14	16
はなわ育成園	116	27	12	17	0

- 3) 雇用と就労の促進

1 精神障がい者社会適応訓練事業

(根拠) 福島県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱

回復途上の在宅精神障がい者で勤労意欲のある者に、県が委託契約を結んだ事業所において一定期間、社会生活や就労に適應するための訓練を行い、円滑な社会復帰を援助しました。

- 委託料 235千円

社会適応訓練事業実績

20年度未登録事業所数	委託事業所数	委託患者数
16	1	1

2 障がい者小規模作業所運営事業

(根拠) 福島県障がい者小規模作業所運営事業補助金交付要綱

雇用されることが困難な在宅の障がい者に対し自活に必要な訓練を行うとともに、就労の場を与えて自活させるための障がい者小規模作業所に財政的支援を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 4市町 4作業所(身体・知的4)
- ・補助率 2/10
- ・補助額 2,375千円

- 4) 自立の支援と社会参加の促進

1 精神障がい者保健福祉手帳交付

(根拠) 精神保健福祉法第45条

精神障がい者に対する各種の支援策の活用を容易にし、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に手帳を交付(精神保健福祉センター)しており、手の利用方法や社会資源の活用方法を普及啓発するなど、手帳の普及を図りました。

(参照資料編 表46)

交付状況

単位：人

	1級	2級	3級	合計	不交付
累計	61	262	95	418	
H20年度	36	127	51	214	6

2 精神障がい者福祉ホーム運営事業

(根拠) 精神保健福祉法第50条の2第1項第3号(旧法)

福島県精神障がい者社会復帰施設運営事業費補助金要綱

住居を求めている精神障がい者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する社会復帰施設である精神障がい者福祉ホームについて、社会福祉法人が新設した施設の運営及び利用を支援しました。

- ・精神障がい者社会復帰施設運営事業補助金
 - ・社会福祉法人真徳会 福祉ホーム「ひもろぎの園」17,468千円(本庁執行)

3 身体障がい者相談員の配置

(根拠) 身体障害者福祉法第12条の3

福島県身体障がい者相談員報償金支給要領

身体障がい者相談員を配置し、身体障がい者の更生援護の相談、指導、助言を行いました。

(参照資料編 表47)

相談員に対する報酬は廃止となり無償となった。

身体障がい者相談員設置人数

平成20年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	0
泉崎村	1	矢祭町	1
中島村	1	塙町	1
矢吹町	0	鮫川村	1
西白河郡計	3	東白河郡計	3
		白河市	2
		計	8

4 知的障がい者相談員の配置

(根拠) 知的障害者福祉法第15条の2

福島県知的障がい者相談員報償金支給要領

知的障がい者相談員を配置し、知的障がい者の家庭における教育、生活等に関する相談、指導、助言を行いました。

(参照資料編 表48)

相談員に対する報酬は廃止となり無償となった。

知的障がい者相談員設置人数

平成20年4月1日現在 単位：人

西郷村	1	棚倉町	1
泉崎村	0	矢祭町	1
中島村	1	塙町	0
矢吹町	0	鮫川村	0
西白河郡計	2	東白河郡計	2
		白河市	1
		計	5

- 5) 人権への配慮と医療の確保

1 精神障がい者の措置入院等に関すること

(根拠) 精神保健福祉法第23条～第31条、第34条

精神障がい者に関する住民、警察官からの通報等を受けて、調査、指定医による診察、入院措置等を実施しました。

精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出・診察実施状況

単位：件

申請件数		通報件数				精神病 院管理 者の届 出件数	合計	診察 不要 件数	診察件数		要措 置件 数
34 条	23 条	警察 官 (24条)	検察 官 (25条)	保護観 察所の 長(25条 の2)	矯正 施設 の長 (26条)				1次	2次	
0	0	9	4	0	3	0	16	5	11	2	2

措置入院患者の状況

単位：人

前年度末措置患者数	新規・転入患者数	解除患者数	転出患者数	年度末患者数
0	3	1	1	1

医療保護入院患者の状況

入院届件数	退院届件数
65	66

2 精神病院実地指導及び入院者の実地審査

(根拠) 精神保健福祉法第38条の6

福島県精神病院実地指導要領

精神病院に対する指導監督等の徹底を図るため、一般実地指導、特別実地指導及び実地審査を実施しました。

- ・実地指導：3施設(特別1・一般2病院)
- ・実地審査：措置入院4人 医療保護入院15人 3か月後の入院0人

3 自立支援医療（精神通院医療）認定手続き関係事務

（根拠）障害者自立支援法第52条

障害者自立支援法の施行に伴い、これまでの精神障がい者通院医療費公費負担が平成18年4月1日から自立支援医療（精神通院医療）に改正されました。

- ・申請件数 1,263件
- ・承認件数 1,263件

4 精神障がい者家族教室への支援

（根拠）

精神障がい者家族教室の開催が、県からの委託事業として福島県精神障害者家族会つばさ会に委託された。

その運営を担当することとなった「地域生活支援センターこころん」からの依頼により、名義後援及び講話のための職員の派遣を行った。

後援 福島県県南保健福祉事務所の名義使用

開催日時 平成20年11月15日（土）

- ・場所 NPO法人 生活支援センター・こころん
- ・参加人数 20人
- ・講話 「障がい者福祉制度」

県南保健福祉事務所 君島専門社会福祉主事

- 6) 在宅福祉サービスの充実

1 重度障がい者支援事業

（根拠）福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱

重度心身障がい者に係る医療費等についての支援（以下の（1）～（3）の事業）を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 2
- ・補助額 131,293千円

（1）重度心身障がい者医療費補助事業

重度心身障がい者の健康保持と福祉増進を図るため、医療費自己負担額についての助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

（2）在宅重度障がい者対策事業

日常生活において、常に医療的処置を必要とする在宅重度障がい者への治療材料等の給付を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

（3）人工透析患者通院交通費補助事業

人工透析を受けている通院患者の通院に要する費用の助成を行った市町村に対して、補助金を交付しました。

2 特別障害者手当等の支給事業

（根拠）特別児童扶養手当等の支給に関する法律

精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する障がい者等に対して、特別障がい者手当等を支給し、その負担の軽減を図りました。

・支給総額 21,636千円

特別障害者手当等受給者数 平成21年3月31日現在 単位：人

市町村	特別障害者手当受給者数	障害児福祉手当受給者数	福祉手当（経過措置）受給者数	計
白河市(参考)	39	27	3	69
西郷村	3	11	1	15
泉崎村	7	2	1	10
中島村	0	2	1	3
矢吹町	9	8	2	19
棚倉町	3	6	1	10
矢祭町	6	3	0	9
塙町	4	5	1	10
鮫川村	5	3	0	8
計	37	40	7	84
20年度月額	@26,440円	@14,380円	@14,380円	

3 身体障がい者訪問診査事業

(根拠) 身体障害者福祉法第17条の2

身体障がいにより日常生活に著しい支障のある在宅の重度障がい者に対して医師等を派遣して診査及び更生相談を実施する町村に対して負担金を交付しました。

- ・実施町村 1町
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 50千円

4 地域活動支援センター運営事業

(根拠) 福島県地域活動支援センター運営事業補助金交付要綱

創作的活動又は生産活動の機会の提供等、障がい者の社会参加の促進を図るための地域活動支援センターの運営への補助等を行う市町村に対し、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村(2センター)
- ・補助率 2 / 10
- ・補助額 1,865千円

自立支援給付費負担金関係事業

5 自立支援給付費負担事業(障害福祉サービス費等)

(根拠) 福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者及び障がい児が障害福祉サービスを受けた場合、市町村が支弁する介護給付費等に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 272,314千円

障害福祉サービス費等対象者延人員

事業種別	対象者延人員(人)
居宅介護	984
行動援護	37
児童デイサービス	1,070
短期入所	624
共同生活援助	1,222
重度訪問介護	24
療養介護(医療を除く)	25
生活介護	592
重度障害者等包括支援	0
共同生活介護	157
施設入所支援	49
自立訓練	132
就労移行支援	225
就労継続支援	1,063
旧法施設支援	8,023
高額障害福祉サービス	139
サービス利用計画書作成	12
特定障害者特別給付	2,107
特例特定障害者特別給付	0
合計	16,485

6 自立支援給付費負担事業(自立支援医療(更生医療))

(根拠)福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

身体障がい者が自立支援医療(更生医療)を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 7市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 17,975千円
- ・対象者延人員 321人

7 自立支援給付費負担事業(療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費)

(根拠)福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

障がい者が療養介護医療を受けた場合、市町村が実施する給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 3市町村
- ・負担率 1/4
- ・負担額 714千円
- ・対象者延人員 25人

8 自立支援給付費負担事業(補装具費)

(根拠)福島県障がい者自立支援給付費負担金交付要綱

市町村が実施する、身体障がい者のための補装具費給付事業に対して負担金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・負担率 1 / 4
- ・負担額 5,690千円
- ・対象者延人員 232人

補装具費給付状況

区 分	購入件数	修理件数	計
義肢	12	15	27
装具	33	18	51
座位保持装置	11	2	13
盲人安全つえ	4	0	4
義眼	1	0	1
眼鏡	4	0	4
補聴器	41	26	67
車いす	27	24	51
電動車いす	0	5	5
座位保持いす	0	0	0
起立保持具	0	0	0
歩行器	2	0	2
頭部保持具	0	0	0
排便補助具	0	0	0
歩行補助つえ	1	0	1
重度障がい者用意思伝達装置	0	0	0
計	136	90	226

地域生活支援事業補助金関係

9 地域生活支援事業（相談支援事業）

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が行う障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 2市町
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 478千円

10 地域生活支援事業（日常生活用具給付等事業）

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 4,542千円

日常生活用具給付状況

区 分	件数	区 分	件数
特殊寝台	3	盲人用体温計（音声式）	0
特殊マット	3	盲人用体重計	1
特殊尿器	0	携帯用会話補助装置	1
入浴担架	0	情報・通信支援用具	1
体位変換器	0	点字ディスプレイ	0
移動用リフト	1	点字器	0
訓練いす（児のみ）	0	点字タイプライター	2
訓練用ベット（児のみ）	0	視覚障害者用ポータブルレコーダー	6
吸入器	0	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	1
入浴補助用具	10	視覚障害者用拡大読書器	5
便器	0	盲人用時計	6
T字状・棒状のつえ	2	聴覚障害者用通信装置	2
歩行支援用具	3	聴覚障害者用情報受信装置	1
頭部保護帽	7	人口喉頭	3
特殊便器	0	福祉電話（貸与）	0
火災警報器	0	ファックス（貸与）	0
自動消火器	0	視覚障害者用ワードプロセッサ	0
電磁調理器	1	点字図書	3
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	ストーマ装具	2,266
聴覚障害者用屋内信号装置	1	紙おむつ等	0
透析液加湿器	2	収尿器	0
ネブライザー（吸引器）	5	居宅生活動作補助用具	4
電気式たん吸引器	10		
酸素ボンベ運搬車	0	計	2,350

1 1 地域生活支援事業（移動支援事業）

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村が屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,422千円

1 2 地域生活支援事業（地域活動支援センター機能強化事業）

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る地域活動支援センターについて市町村が行う機能強化事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 1,234千円

1 3 地域生活支援事業（その他の事業）

（根拠）福島県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

市町村の判断により、障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むために行った事業に対して、補助金を交付しました。

- ・実施市町村 9 市町村
- ・補助率 1 / 4
- ・補助額 5,984千円

福島県障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金関係

（障害者自立支援法の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、県に設置した基金により、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援することを目的とする。）

- 7) 障がい者の地域生活移行の促進

1 県南障がい保健福祉圏域プランの実施

（根拠）障がい者基本法第7条の2第2項

「ともに生きる社会」の実現を目指して、平成16年9月27日策定された第2次福島県障がい者計画において、地域生活への移行促進という観点から圏域毎に設定された数値目標にそって、サービス提供基盤の整備に努めました。

2 泉崎村障がい者支援センター（児童デイサービス）の整備

（根拠）障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）

社会福祉法人、特定非営利活動法人、市町村等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合に必要な施設の改修又は増築の経費に対する助成をすることにより、新体系におけるサービスを実施するための基盤整備の促進することを目的とし施設整備を行いました。

- ・実施主体 泉崎村
- ・施設の名称 泉崎村障がい者支援センター（センターの改修）
- ・施設種別 児童デイサービス（定員10名）
- ・運営主体 社会福祉法人牧人会
- ・開所日 平成20年8月20日
- ・施設整備事業費 19,322千円
- ・施設整備補助金額 15,000千円（本庁執行） 県基本額の10/10補助

3 多機能型施設結工房の整備

（根拠）障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金（障害者自立支援基盤整備事業）

社会福祉法人、特定非営利活動法人、市町村等が障害者自立支援法に基づく新体系へ移行する場合に必要な施設の改修又は増築の経費に対する助成をすることにより、新体系におけるサービスを実施するための基盤整備の促進することを目的とし施設整備を行いました。

- ・実施主体 白河市表郷手をつなぐ親の会（法人に移管することが条件）
- ・施設の名称 結工房
- ・運営主体 特定非営利活動法遊遊クラブ
- ・施設種別 多機能型事業所（定員 就労継続支援B型14名・生活介護6名）
- ・事業開始日 平成20年10月1日
- ・施設整備事業費 19,196千円
- ・施設整備補助金額 19,000千円（本庁執行） 10/10補助

4 障害者就労訓練設備等整備事業

（根拠）平成20年度社会福祉施設等（自立支援関連施設）施設整備費及び設備整備費負担（補助）金交付要綱

市町村、社会福祉法人等が、直接又は間接に国庫負担（補助）金交付の対象となる社会福祉施設等（自立支援関連施設）の整備事業を行う場合に補助金の対象とし設備整備を行いました。

[国庫補助の対象事業]

平成20年9月末時点で、社会福祉法人、NPO法人等によって、設置・運営されており、かつ平成20年10月1日～平成22年3月31日の間に旧体系事業及び地域活動支援センターから新体系事業に移行する施設に補助金の対象とし、設備整備を行いました。

（1）結工房（就労継続支援B型）の設備整備

- ・実施主体 特定非営利活動法人遊遊クラブ
- ・施設の名称 結工房
- ・施設種別 就労継続支援B型（定員 14名）
- ・新体系移行 平成20年10月1日
- ・設備整備内容 空き缶選別機及びプレス機の整備
- ・設備整備事業費 総事業費 2,300千円
- ・設備整備補助金額 2,000千円（本庁執行） 国10/10

（2）ダリア工房（就労継続支援B型）の設備整備

- ・実施主体 特定非営利活動法人かがやき
- ・施設の名称 ドリーム&ホープ 分場ダリア工房
- ・施設種別 就労継続支援B型（定員 13名）
- ・新体系移行 平成20年10月1日
- ・設備整備内容 倉庫及びビニールロール切り売り什器の整備
- ・設備整備事業費 総事業費 1,155千円
- ・設備整備補助金額 1,155千円（本庁執行） 国10/10

5 精神障がい者地域生活移行促進事業

（根拠）福島県精神障がい者地域生活移行理解促進基礎研修実施要領

精神障がい者地域生活移行促進事業を展開していくため、精神障がい者に関する基礎研修の開催や地域との交流等を実施することにより、精神疾患及び精神障がいに対する正しい理解の促進を図り、地域生活移行促進の円滑かつ効果的な実施に資する研修会を開催しました。

(1) 基礎研修の開催内容

開催日・場所	主な内容	対象者	参加者数
平成21年1月16日 (金) 埴町農村勤労福祉会館	講演 「統合失調症の理解と対応～精神障がい者と共に暮らすために～」 講師 県立矢吹病院院長 横山 昇 氏 活動紹介 「『ウッドピアはなわ』の活動について」 講師 ウッドピアはなわ施設長 藤田伊一 氏	町の民生児童委員、町職員、包括支援センター職員、精神障がい者関係施設等職員	81人

6 地域生活移行促進調整会議の設置

(根拠) 福島県地域生活移行促進プログラム

県南障がい保健福祉圏域地域生活移行促進調整会議設置要綱

福島県地域生活移行促進プログラムに基づき県南障がい保健福祉圏域における障がい者施設入所者の地域生活への移行を円滑に進めるため、地域生活移行調整会議を設置し、地域生活移行促進調整会議を開催しました。

構成員

・事業者関係(27)・行政関係(10)・その他(2)・事務局(4) 計44名

地域生活移行調整会議の開催

開催日・場所	主な内容	参加者数
平成20年7月1日 県南保健福祉事務所 会議室	1 利用者負担金の軽減措置について 2 福島県障がい福祉計画(第2期)及び第2次障がい者計画について 3 障がい者工賃向上支援事業について 4 平成19年度の地域生活移行の状況について 5 意見交換	37人
平成20年10月9日 県南保健福祉事務所 会議室	1 障害者自立支援法等の見直しについて 2 福島県障がい福祉計画について 3 障がい福祉サービス等意向調査について 4 意見交換	38人
平成21年1月22日 県南保健福祉事務所 会議室	1 障害者自立支援法等の見直しについて 2 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金について 3 地域自立支援協議会の検討状況について 4 意見交換	34人
平成21年3月18日 県南保健福祉事務所 会議室	1 障害者自立支援法等の見直しについて 2 福島県障がい福祉計画について 3 障がい者支援施設の退所状況について 4 地域自立支援協議会の検討状況について 5 意見交換	37人

保健・医療・福祉のさらなる推進

- 1) 健康危機管理の体制整備

健康危機管理体制の整備充実

(根拠)健康危機管理マニュアル

新潟中越地震(H.16.10.)・新潟中越沖地震(H.19.7.)や台風等の自然災害、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする感染症などの健康危機管理事例が発生する中、災害時救急医療連絡体制や所内体制整備し、対応能力向上を図りました。

- 2) 情報ネットワークの構築

1 ホームページ管理運営事業

保健・医療・福祉に関する県民にとって身近で有意な情報を適時、速やかに提供するとともに、多岐にわたる保健福祉事務所の業務を容易に理解出来るよう当事務所のホームページを積極的に有効活用し、広報の充実を図りました。

・ホームページアクセス件数 19,474件(前年度比3,231件増)

14年度	3,200件	15年度	2,900件	16年度	9,566件
17年度	10,322件	18年度	17,777件	19年度	16,243件

2 社会関係及び保健衛生統計調査

(根拠)統計法

国の厚生行政施策の基礎資料を得るための各種厚生統計調査について、厚生労働省から委託を受けて実施しています。

衛生行政報告例、福祉行政報告例、病院報告、医療施設静態調査、人口動態調査等の月報、年度報の報告を適正に行いました。

主な厚生統計調査

医療施設動態調査

患者調査

国民生活基礎調査(世帯票)

第7回21世紀成年者縦断調査

第4回中高年縦断調査

社会福祉施設等調査

介護サービス施設・事業所調査

病院報告(従事者)

医師・歯科医師・薬剤師届出、保健師等業務従事者届出及び歯科衛生士等業務従事者届出

2008年社会保障・人口問題基本調査「第4回全国家庭動向調査」

- 3) サービス総合化のシステムの確保

1 県南地域保健医療福祉推進会議

(根拠)福島県県南地域保健医療福祉推進会議設置要綱

県南保健医療福祉推進会議は、県南地域における「安心して暮らしともに生きる健康福祉社会の実現」に向け、保健・医療・福祉が連携し、地域の実情に即した総合的・一体的な施策展開を図ることを目的として設置しています。

平成20年度は、県南地域保健医療福祉圏計画の進捗状況、県南地域保健医療福祉推進計画（仮称）案等について審議を行いました。

ア 県南地域保健医療福祉推進会議 平成20年9月9日

- ・平成20年度県南保健福祉事務所の最重点事業について
- ・「うつくしま保健医療福祉プラン21（県南地域保健医療福祉圏計画）」の進行管理について
- ・「県南地域保健医療福祉推進計画（仮称）」案について

- 4) 保健・医療・福祉における研修の推進

1 地域保健福祉活動推進研修

（根拠）地域保健福祉活動推進研修実施要領

市町村及び関係機関等において地域保健福祉事業及び活動に従事する関係者の資質の向上を図り、地域保健福祉対策が推進することを目的に開催しました。

特定健康診査・保健指導関連研修

- ・開催日：平成20年8月2日外2日
- ・講演：「特定健康診査の取組み、特定保健指導の取組みについて」
（講師：元茨城県潮来市役所健康増進課長）
「平成20年度からの特定健康診査について」
（講師：福島県保健衛生協会職員）
「行動変容につながる特定健康指導とは」
（講師：全国健康保険協会福島支部保健サービスグループ職員）
- ・情報提供：「町の保健指導について」
（講師：市町村職員）
- ・情報交換：「特定健診・特定保健指導について」
「健康増進事業について」
- ・参加者数：延べ55人（市町村職員）

2 地域在宅ケア研修

（根拠）地域在宅ケア研修会実施要領

専門的な支援を必要とする在宅の難病患者のニーズに対する効果的な・効率的なサービスを提供するため、実践事例を中心とした研修会を開催しました。

- ・開催日：平成21年1月21日
- ・講演及び演習：「難病患者の口腔衛生の必要性と対応について」
（講師：新白河中央病院医師、言語聴覚療法士）
- ・参加者数：48人（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション等の職員）

3 福島県地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修

（根拠）平成20年度福島県地域保健福祉職員新任研修フォローアップ研修要項

新任研修受講半年後における研修成果を再確認し、保健福祉行政職員として期待

される役割を果たすところができる能力を確実に身につけるため研修会を開催しました。

- ・開催日：平成20年12月4日
- ・講演：「自分を知りよりよい支援をするために」
(講師：県児童相談所職員)
- ・グループワーク「新任職員として気づいたこと」
- ・参加者数：21人(県中、県南管内市町村職員及び県職員)

- 5) 保健・医療・福祉の人材の確保と資質の向上

1 医師臨床研修「地域保健・医療」

(根拠) 医師法

平成16年度から医師臨床研修制度に基づく「地域保健・医療」研修がスタートしたことに伴い、臨床研修病院から研修医を受入れ、当事務所における研修プログラムに基づき、県南地域の保健・医療の現状を踏まえながら地域保健・医療研修の充実に努めました。

- ・研修医 5人
- ・研修時期 平成20年5月～平成21年1月
- ・研修期間 2週間

2 実習生に対する教育・実習指導

(根拠) 福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

保健福祉事務所の実習を通して、地域保健福祉活動の理解を深めることを目的に、保健医療・福祉学生等の実習指導を行いました。

実習生受入状況

養成施設名	実習人数	実習期間
獨協大学医学部	2人	20年9月30日～10月3日
福島県立医科大学看護学部	12人	20年5月19日 20年6月16日
ポラリス保健看護学院	5人	20年6月16日
仙台白百合女子大学	1人	20年10月6日～10月10日